

東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の指定電気通信設備に関する  
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方 (平成13年5月18日意見募集)

光信号端末回線伝送機能、光信号中継伝送機能、屋内配線の接続料等								
意見等	再意見等	考え方						
<p>意見1 光ファイバ設備の接続料の算定根拠には依然として不明確な点が多々見受けられる。</p> <p>変更案での光ファイバ設備の接続料算定には、依然として算定根拠に不明確な点が多々見受けられ、NTT 地域会社の非効率が接続事業者へ転嫁される可能性を拭い去ることはできないと考えます。つまり、暫定的接続料と申請案接続料の大幅な料金値差、各算定方法の違い、その違いを生み出した原因等が明確になされていないこと。</p> <p>(後略)                  (MCIワールドコム)</p> <p>(3)-ウ(イ) 端末回線伝送機能と今回の算定された(6)端末回線伝送機能では設備構成がほとんど変わらないと想定されるにもかかわらず、料金が下記の通り大幅に異なるのはなぜかNTT東西にご説明いただけるよう要望いたします。NTT東西は前回までメタル;光=1;10.02 という換算係数を使用してメタル回線と光回線の原価償却額を算定していましたが、今回はこの係数を用いていないと思われます。そのように<b>算定方法がこれまでと違うのであれば、今回の算定方法について情報開示を行うとともに、他の端末回線伝送機能の料金についても、今回の算定と整合性を保つように早期に改定をすべきだと考えます。</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(3)-ウ(イ) 端末回線伝送機能 (H11年度実績)</td> <td>(6) 端末回線伝送機能 (H11年度実績)</td> </tr> <tr> <td>月額料金</td> <td>6,799円/芯</td> <td>30,152円/芯</td> </tr> </table> <p>(イー・アクセス)</p> <p style="text-align: center;">4.4倍</p>		(3)-ウ(イ) 端末回線伝送機能 (H11年度実績)	(6) 端末回線伝送機能 (H11年度実績)	月額料金	6,799円/芯	30,152円/芯	<p>再意見1 (説明)</p> <p>従来の加入者光ファイバ料金については、加入者回線の光・メタル別のコスト把握がされていなかったことから、平成11年度の光・メタルが混在した加入者回線コストをベースに、光1芯m・メタル1対mのコスト比等をもとに算定しておりました。今回の加入者光ファイバの料金算定にあたっては、昨年12月のDSL接続料金に関する電気通信審議会答申において、光とメタルの費用分計についての検討要請を受け、弊社において費用分計について検討してきたところであり、費用分計に必要なデータの把握もできたことから、今回より明確に分計された光設備のコストをもとに料金の算定を行う方法に見直しました。</p> <p>従来の中継ダークファイバ料金である100円/芯・mについては、料金算定時において当該コストが不明であったこと、またダークファイバは競争的に他社も提供していることから、暫定的に市場価格をもとに決定したものであります。</p> <p>今回申請した料金については、平成11年度の接続会計結果をベースに中継光ファイバの原価を新たに把握し、これをもとにコストベースの料金として設定しております。(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方1</p> <p>現行の接続料はルール制定前に暫定的に設定されたものであり、コストベースでの審査も行われていないが、今般コストベースで接続料が算定されたもの。</p> <p>今回の申請料金が認可されたときには暫定料金の適用開始時期に遡及して適用することであるから、そのとおり措置されるべきである。</p>
	(3)-ウ(イ) 端末回線伝送機能 (H11年度実績)	(6) 端末回線伝送機能 (H11年度実績)						
月額料金	6,799円/芯	30,152円/芯						

意見2 光信号中継伝送機能について将来需要を織り込んで算定すべき。

さらに中継伝送機能は単年度実績としているが、端末回線伝送機能同様7年間程度の中期見通しにより、算出されることを要望する。  
(大阪めたりっく通信)

今回の申請案では、NTT東西は端末回線には将来需要をのせて算定していますが中継回線には将来需要をのせていません。端末回線が増加すれば連動して中継回線の増強が必須であることは自明です。中継回線についても同様に将来需要を織り込んで算定すべきと考えます。  
(イー・アクセス)

再意見2-1 (意見7同旨)

現在は単年度実績で算定されておりますが、一般的には端末回線の需要が増加すればそれに応じて中継部分の需要が増加するものと考えます。よって、端末回線の需要予測を考慮し、光信号中継伝送機能も将来原価を用いて算定する必要があると考えます。

(KDDI)

再意見2-2 光信号中継伝送機能については需要の伸びが大きいとは言えないこと等から実績原価方式で算定。

接続料規則においては、接続料の算定は新規かつ需要の増加が顕著なサービスの場合にのみ将来原価方式の採用が可能とされており、今回の中継ダークファイバについては、設備を共有している電話等も含めた全体で捉えると需要の伸びが顕著に大きいとは言えないこと、また、光化が十分に進展していること及び使用効率も高いことから、一般のヒストリカル接続料と同様に原則どおり実績原価方式で算定しました。

(NTT東日本・西日本)

考え方2

中継回線の光ファイバ化は基本的に終了しており、現時点で実績原価に拠る原則から離れて将来原価により算定しなければならないとまでは言えないものと思われる。

意見3 メタリックとは異なり、重畳利用のない光ファイバ設備では顧客管理コストは減額すべき。

また顧客管理・料金回収費用として計上しているものの内 顧客管理については根拠となるメタリック回線のように重複・重畳利用もなく、さらに絶対数も少数であることから、設備運営の中で管理されるものである。したがってこれにかかる138円は減額すべきものとする。  
(大阪めたりっく通信)

再意見3 回線データベース管理コストは重畳利用が否かには関係なく必要となる。

回線データベース管理コストは、重畳利用が否かや契約数の絶対数に関係なく必要となるものであると考えております。

今回の光ファイバ設備の回線管理運営費の設定に際しては、光ファイバ設備の回線管理にかかる実績のコストが現時点で会計実績として把握されていないため、機能の提供にあたって類似の業務を行っている帯域分割端末回線伝送機能の料金を準用することとしており、料金水準は適

考え方3

回線データベース管理コストは、電話にかかる加入者回線のコストから準用されており、重畳利用の有無等には関わりない。

	<p>切であると考えております。 (NTT東日本・西日本)</p>	
<div data-bbox="143 296 1003 405" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見4 専用線から光ファイバ設備への移行にあたっては回線違約金の支払いの免除を要望。</p> </div> <p>本サービスの利用に関しては、接続事業者として利用するサービスが他に存在せず、高速サービスとしての専用線を利用してきたところであり、従って現在は契約約款にいう拘束期間にあたる回線も多数存在することから、サービス開始にあたってはこの拘束期間の適用を除外し、回線違約金の免除を要望する。 (大阪めたりっく通信)</p>	<div data-bbox="1115 296 1765 405" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見4 専用線からダークファイバの移行に際しては、契約約款に則り、回線違約金の支払いは必要</p> </div> <p>専用線については、回線違約金の支払いを前提に、申し込み承諾を行っていることから、専用線からダークファイバの移行に際しては、契約約款に則り、回線違約金の支払いは必要となります。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方4</p> <p>契約約款の規定に従うことはやむを得ない。</p>
<div data-bbox="143 738 1003 884" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見5 「NTTグループ3ヶ年経営計画」に沿った予測値を用いるべき。</p> </div> <p>総じて将来予測による原価算出としているが</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後の機器の高性能化等による機器コスト削減や工法の開発・改善による工事費削減がどの程度見込まれているか不分明であり 過去の実績からの推定によるコスト算出であるように見受けられる。</li> <li>2 本申請には平成12年6月に公表された「NTT東西の中期収支見通しについて」により依拠しているところであるが、NTT東西の経営改善策として示された「NTTグループ3ヶ年経営計画」に沿った最も新しい見解による総人件費・需要予測値を利用すべきものとする。 以上の見直しにより30%程度の低価格化が図れるものとする。 (大阪めたりっく通信) <p>費用予測については、平成12・13年度事業計画及び「NTT東日本・西日本の中期収支見通しについて」を基礎としているとのことですが、最近の報道によれば東西NTTは人員の大幅削減や人件費圧縮などを盛り込んだ経営合理化案を策定中とのことですので、この経営合理化案が策定</p> </li></ol>	<div data-bbox="1115 738 1765 884" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見5 「NTTグループ3ヶ年経営計画」の具体的施策は調整中であるため費用予測に織り込んでいないが、一定の効率化は織り込んでいる。</p> </div> <p>今回の接続料算定における費用予測の際には、「NTTグループ3ヶ年経営計画」については、現在具体的な施策内容等についての調整を行っている最中であるため織り込んでおりませんが、今後の物品調達コストの低減、直近の単価にもとづく効率的設備投資、一般物件費の伸びの抑制など、一定の効率化を織り込んだ算定を行っております。</p> <p>本来、将来原価方式は、算定期間を通算してコストを回収する方式であり、算定期間中は料金を見直さないことが基本と考えますが、今後の需要やコストが今回の算定の前提と大きく乖離した場合には料金見直しの検討も必要と考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方5</p> <p>『NTTグループ3ヶ年経営計画』等における更なる経営効率化、需要の拡大、技術革新等による費用削減、効率的な投資等の観点から、算定期間中においても、必要に応じて適時算定の見直しが必要がある。具体的には、第1回目の見直しを来年度を目途に行うことが適当である。</p>

された時点で今回の接続料は見直されるべきと考えます。貴審議会におかれましては、この旨答申していただきたくお願いいたします。  
(C & W IDC)

申請案においては、7年間の将来原価に基づき算定されております。接続料を低廉な水準とするための現時点でのやむを得ない措置と考えますが、予測期間が相当長期にわたるため、今回の予測と、今後の需要・コストの変動に差異が発生することが想定されます。したがって、申請された料金は、原価算定期間である7年間据え置くのではなく、定期的に料金の見直しを行うべきと考えます。  
(JT)

意見6 加算額は2芯が1回線であることが多い専用線の施設設置負担金見合いであるのにも関わらず、一律1芯あたり942円とするのは不合理。

(1) 施設設置負担金相当の加算額について

本機能は容量という単位ではなく、光ファイバ芯線を利用するため、容量が決まっている回線ではなく設備を借りる形態になると理解しておりますが、算定にあたっては192kb/s以上の施設設置負担金相当額が加算料として設定されております。しかしながらエンドユーザに回線として提供する場合には、1芯で1回線とする場合もある事は想定されますが、高速デジタル専用線等の既存サービスから想定すると2芯を1回線とするケースが多いと考えられます。こういった点を考慮して、1回線=2芯とし、加算額については942円/月を2で除して471円/月を1芯あたりの料金とするのが適当と考えます。

なお、料金設定に使用した回線数によると1芯式と2芯式の内訳は以下ようになっております。

1芯式：14, 442回線、2芯式：117, 614回線

(KDDI)

再意見6-1 加入者光ファイバについては1芯1契約としている。

施設設置負担金相当額はユーザ契約約款に定める施設設置負担金をもとに算定しておりますが、現在のユーザ契約約款では光加入者線にかかる施設設置負担金については芯線数に関係なく1契約あたり一律の料金としており、加入者光ファイバについては1芯単位での契約となることから、1芯(=1契約)あたり月額942円の施設設置負担金相当額を含めて料金設定しております。  
(NTT東日本・西日本)

再意見6-2 顧客管理等費用(157円)についても一律1芯あたり料金とすることは問題。

賛成いたします。

このような問題は、算定根拠に回線数や芯線数を混合して使用していることから生じており、同様の問題が、「顧客管理・料金計算費用」にもあてはまると考えます。帯域分割端末回線伝送機能は157円/回線・月ですが、NTT東西の「Bフレッツ」のように光ファイバを1芯単位で使用する回線もあれば、専用線と同様に光ファイバを2芯

考え方6

施設設置負担金見合いの加算額の算定において、2芯の専用線の施設設置負担金により算定を行っているのにも関わらず光ファイバ設備1芯ごとに適用していたところ、左記意見を踏まえ、1芯当たりの格差を是正する申請内容の補正が行われた。

顧客管理等費用については、契約者に着目して回収しようとするものであり、本来芯数とは直接関わりがない。

申請案における施設設置負担金加算額の算定

区分	コスト等
施設設置負担金の額(円/回線)	102,000
平均償却年数(年)	11
年間減価償却費(円)(÷)	9,273
他人資本費用+自己資本費用+利益 対応税(百万円)	2,030
負担金見合い額(円/芯・月){ (+ )÷12ヶ月}	942

上記算定においては、算定の基となる負担金額は回線単位であるにも関わらず、負担金見合い額は芯単位となっております。負担金は、2芯であっても同一金額であり、一律芯あたり942円を加算することは不合理であると考えます(算定資料でも光回線の約9割が2芯式となっている)。

したがって、接続料算定においても、回線単位での加算(具体的には、2芯式相当の利用であれば、加算料は942円とする)もしくは、1芯あたり471円を加算とすべきと考えます。

(J T)

単位で使用する回線もあります。NTT東西が回線の管理を一律芯線単位で行うという理由で接続料も回線(=1芯)単位ですることには大変問題があるため、専用線と同様に2芯単位の管理を要望する接続事業者に対しては2芯単位の管理を行うなど、柔軟な対応及び適正な原価算定を強く要望いたします。

(イー・アクセス)

意見7 光信号中継伝送機能の接続料の算定からは過剰設備相当額を控除すべき。

本光信号中継伝送機能にかかわる設備については事業者からの要望に基づいて建設されたものではないため、NTT東西独自の判断で設備量を決定しております。そのため設備が過剰である可能性があり、そうであった場合は原価が高くなります。接続事業者がそういったコストまで負担するのは不合理と考えられるため、NTT東西の需要等、設備量を決定するための必要なデータを開示し、過剰設備分相当額を原価から減ずるか、総芯線数で按分する等の方法で過剰設備による影響を排除する必要があると考えます。

また、料金の設定に用いられている「現用中継芯線長実績」の定義を明確にして頂きたいと考えます。

(KDDI)

再意見7-1(意見7同旨)

H11年度実績の稼働芯線数は約25万芯とされておりますが、実際の稼働芯線数が不明ですので総敷設芯線数の開示を要望します。また、稼働芯線数と総敷設回線数に大幅な乖離があると考えられる場合には過剰設備分を控除して料金を算定する必要があると考えます。

(KDDI)

再意見7-2 中継区間において過剰設備は存在しない。

中継区間の設備建設においては、弊社の需要および他事

考え方7

光信号中継伝送機能に係る接続料は実際費用方式により、平成11年度に現に設置されていた設備のコストにつき算定されている。

	<p>業者様からの線路事前調査に基づく設備留保も含めて、故障時の応急復旧用、予備芯線とともに効率的に建設しており、いわゆる過剰設備は存在しないものと考えております。</p> <p>料金算定上の「現用中継芯線長」は、全ての中継芯線長から「空き」「故障予備」「保守用」等を除いた、実際のサービスの用に供する中継光ファイバの芯線長を指します。(NTT東日本・西日本)</p>	
<p><b>意見 8</b> 光信号端末回線伝送機能に係る接続料の算定期間が7年間であることの根拠如何。</p> <p>7年間の需要予測に基づき料金を算定しておりますが、7年という期間の根拠が不明ですので説明を要望します。 (KDDI)</p> <p>また、NTT東西が5年間ではなく7年間の将来需要で算定することに対して許可があったとのことですが、許可した理由について明示いただけるよう要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	<p><b>再意見 8</b> (説明)</p> <p>インターネット接続用の光アクセスサービスは今後急速な需要の拡大が予想され、需要変動による接続料水準の変動の平準化を図るため、光信号端末回線伝送機能の接続料は将来原価方式により算定いたしました。</p> <p>また、算定期間については、仮に省令上の最長期間である5年間とした場合は現行料金を上回る料金水準となること、今後弊社が予定している光アクセスサービスのエリア提供計画では、概ね市制都市までの拡大終了が平成17年度であり、その後の需要実績を踏まえる必要があると考えられること、および光加入者回線については平成19年度にはメタル並みの使用率が実現できると想定されることから、平成13年度から平成19年度までの7年間としました。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方 8</p> <p>接続料規則において5年間の将来需要を見込むことが認められており、更に許可を得てその例外的措置をとることができるようになっている。光信号端末伝送路設備の需要増が見込まれること、「e-Japan重点計画」に沿った需要喚起策が見込まれること等から今般7年間の将来需要を見込むことについて許可申請がなされ、許可されたもの。</p>
<p><b>意見 9</b> 光信号端末回線伝送機能に係る接続料は、e-Japan 重点計画に即した需要予測により、3000円から6000円の利用者料金を実現出来るよう、政策的にも大幅な低減が必要。</p> <p>需要予測においては、e-Japan 重点計画等との整合性も適切に考慮されなければならないと考えます。e-Japan 重点計画では、5年以内に1,000</p>	<p><b>再意見 9</b> 光信号端末回線伝送機能については、将来原価方式による料金算定で料金の低廉化を実現した</p> <p>光信号端末回線伝送機能については、将来原価方式による料金算定で料金の低廉化を実現したことにより、e-J</p>	<p>考え方 9</p> <p>光ファイバ設備の接続料は適切な将来需要を見</p>

万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを旨とし、と政府としての基本方針が述べられています。また、御省の「2005年へ向けたe-Japan超高速ネットワーク（以下「e-Japanネットワーク」）においては、FTTHの加入世帯数試算値として、2004年～2006年において904万世帯～988万世帯と予想しています。しかしながら、東西NTTの需要予測では2004年において192.1万加入、2005年において323.8万加入、2006年において459.2万加入と極めて低い加入世帯数を予測しています。このような政府の方針や御省の普及見通しと大きく矛盾する予測値が認められてはならないと考えます。（なお、最近の報道によればIT戦略本部はe-Japan重点計画の前倒しの検討に入ることを確認し従来目標を3年間で実現させることを検討するとのこと。）

<参考>

	2004年	2005年	2006年
	904万世帯～988万世帯		
東西NTTの需要予測	192.1万加入	323.8万加入	459.2万加入

光信号端末回線伝送機能の接続料の水準についても、e-Japanネットワークとの整合性を適切に考慮しなければならないと考えます。e-Japanネットワークにおいて御省は、2002年～2004年における光ファイバによるブロードバンドサービスの利用者料金の目安は、月額3,000円～6,000円であるとしています（通信速度は2Mbps～4Mbps）。今回東西NTTから申請された5,537円/芯・月という接続料では、他の事業者が3,000円～6,000円という利用者料金を実現するのは不可能です。従いまして、光信号端末回線伝送機能の接続料については、e-Japanネットワークを推進するという政策的目的からも大幅な低減が必要と考えます。

(C&W IDC)

e-Japan重点計画において決定されております高速インターネット回線の普及を考えますと、その実現のために、今回申請されました光回線に関する機能は、非常に有用なものと認識しております。また、その普及にあたってはユーザが負担する料金の水準は低廉である必要があり、本機能の接続料についても低廉な料金設定が可能な水準である必要があります。

\* e-Japan重点計画概要（IT戦略本部：平成13年3月付けより引用）

すべての国民がITのメリットを享受できる社会

・5年以内に少なくとも3000万世帯が高速インターネット網に、また

a p a n重点計画に寄与することができると考えております。

なお、他事業者様が加入者光ファイバ1芯（5,537円）を複数ユーザで利用することにより、エンドユーザあたりの料金は更に低廉なものに設定することが可能であると考えております。

(NTT東日本・西日本)

込みつつ、コストに見合った料金として算定されていることになる。

<p>1000万世帯が超高速インターネット網に常時接続可能な環境を整備する。</p> <p>・すべての国民がインターネットを使いこなせ(2005年のインターネット個人普及率が60%(予測値を大幅に越え))、多様な情報・知識を世界的規模で入手・共有・発信できるようにする。</p> <p>(KDDI)</p>		
<div data-bbox="141 440 1003 515" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見 10 需要等の見直しが実際と大幅に異なったときには見直しが必要。</p> </div> <p>今回の申請案では、NTT東西は接続料金に7年間の将来需要をのせて算定していますが、将来需要の予測方法や地域別の需要の考えが開示されていません。需要の変動に連動し、コストも変動することから、需要の考え方は非常に重要ですので、<u>今後、需要が今回想定したものから大幅にずれた場合、将来需要の変更についてどのように考えているかを明示していただけるよう強く要望いたします。特に、将来需要の予測方法を今後変更することはないかどうか、見直しがあるとすればいつの時点か、コストを引き上げることはしないかについてNTT東西の見解を伺いたいと考えます。</u></p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>また、7年間で適当であるとしても、本期間中でも実際費用方式における需要やコストの見直しや長期増分費用方式の導入等より、料金も見直されると理解しております。</p> <p>(KDDI)</p>	<div data-bbox="1115 440 1765 515" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見 10 需要やコストによっては接続料も随時見直すべき。</p> </div> <p>算定期間中においても需要の見直しやコストの低廉化等をすべきであると考え、算定期間中においても随時見直されるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方 10</p> <p>『NTTグループ3カ年経営計画』等における更なる経営効率化、需要の拡大、技術革新等による費用削減、効率的な投資等の観点から、算定期間中においても、必要に応じて適時算定の見直しが必要と見られる。具体的には、第1回目の見直しを来年度を目途に行うことが適当である。</p>
<div data-bbox="141 1174 1003 1286" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見 11 平成14年度からは東西別料金になるので今回の認可は平成13年度についてのみであると答申していただいた。</p> </div> <p>「IT時代の接続ルールの在り方について 第二次答申草案」において貴審議会は、平成14年度以降の接続料については東西NTT各々が算定すべきと述べておられます。今回の接続料につきましても、平成14年度以降は、東西NTT各々が算定すべきことになると理解いたします。貴審議</p>	<div data-bbox="1115 1174 1765 1286" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見 11 東西別接続料の扱いは、接続ルール見直しの検討の場において別途議論されているものと認識。</p> </div> <p>東西別接続料の扱いは、接続ルール見直しの検討の場において別途議論されているものと認識しております。(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方 11</p> <p>提言によれば、事業者毎の接続料が設定されるのは平成14年度以後に算定されるものである。</p>



会におかれては、今回設定する接続料は平成 13 年度についてのみ認可すべきと答申していただきたくお願いいたします。  
(C&W IDC)

今回の接続料は考え方 10 で述べたとおり需要動向を勘案して見直されるべきものであるが平成 13 年度 1 年間のみの接続料としなければならない合理的な理由はない。

意見 12 ダークファイバについては一層の接続料引下げを切望。

ダークファイバである光信号端末回線伝送機能(加入者系光ファイバ)の接続料算定に、「将来原価方式(あるいは長期増分費用方式)」を導入するとともに、光信号中継伝送機能(中継系光ファイバ)についても「実績原価方式(あるいは実際費用方式)」のまま総コストの見直しで、大幅な接続料引き下げを実施していくことは、一般家庭など最終ユーザーに対する F T T H サービスの普及に不可欠な低廉な利用料金水準でのサービス提供が可能となるだけでなく、今後の広帯域インターネットの普及を大いに促進するものと期待できるので、ユーザーへの提供コストの大半を占めるダークファイバについては、より一層の接続料引き下げを切望いたします。  
(テレサ協)

再意見 12 (意見 12 同旨)

先の意見書においても述べたとおり、光信号端末回線伝送機能(加入者系ダークファイバ)の接続料算定については、7 年間の需要予測に基づく、「将来原価方式(あるいは長期増分費用方式)」を導入し、光信号中継伝送機能(中継系ダークファイバファイバ)については、単年度実績に基づく、「実績原価方式(あるいは実際費用方式)」のまま総コストの見直しで、接続料引き下げを実施しています。

しかしながら、F T T H サービスを、電気代やガス代などと同レベルを目指し、一般家庭が通信料金として支払える水準まで引き下げのため、さまざまな工夫を凝らし市場を先導してきた第二種電気通信事業者などの新興事業者にとって、サービス提供コストの中で大きなウエイトを占めつつも手付かず状態のままにあるのが中継網のコストであります。

ここで、中継網コスト低減に大きな効果があると見込まれるのが、中継系ダークファイバの利用であり、事業者としてその利用に大いに期待するものであります。

今回変更案では、単年度実績による引下げが実現していることから、端末回線と同様に将来の需要を織り込んだの算定を行い、より一層の中継系ダークファイバの接続料引下げに努めるべきものと考えます。

こうした算定方法の見直しによる接続料の引下げの効果は大きく、一般家庭など最終ユーザーに対する F T T H サービス普及のカギとなる利用可能な料金水準で

考え方 12

光ファイバ設備に係る接続料については、コスト削減や需要の促進等を通じて、一層の低廉化に向けて努力される必要がある。

のサービス提供が可能となるだけでなく、新規参入や事業者間の競争促進による市場活性化、あるいは今後の広帯域インターネット関連ビジネスの普及・拡大に大いに貢献することが期待できます。

ユーザーへの提供コストの大半を占めるダークファイバの利用に関し、より一層の接続料引き下げを切望いたします。

また、ダークファイバの利用に関連して、従来、NTT殿が推進する光化計画では、名目上「饋線点までを光化しておけば、要望に応じて2週間以内に光ファイバを家庭に引き込める」としてきたが、現在のところ、煩雑な手続きや工事体制の不備から開通まで実際には1～3ヶ月以上も要しているなど普及の障害となっている事例も散見されます。

「e-Japan重点計画」で国家をあげて広帯域インターネットの普及を推進しようとする中で、こうした実情の改善を図ることは急務であるので、以前、DSLサービスにおいて競合事業者が被った不利益などが再びダークファイバ又はFTTHサービスの利用において生じることのないよう公正な提供の確保にかかる措置をあらためて切望いたします。

(テレサ協)

意見 13 スタックテストのような方法によるチェックが必要。

再意見 13 - 1 (意見 13 同旨)

考え方 13

今回申請された接続サービスについては、東西NTT殿は、同一設備を利用して他事業者と競合するサービス（光端末を利用したサービス全般及びフレッツシリーズ）を提供しております。接続料金の妥当性については、原価の算定根拠が明確なことはもとより、公正競争条件を確保する観点から他事業者が同一条件で競争できることを担保することが必要であると考えます。弊社としては、英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法によりチェックを行うことが適切であると考えます。また、今後リリースされる東西NTT殿のサービス（例えば、フレッツBサービス）や料金改定においても、同様のチェックを満たすことが必要であると考えます。

日本テレコム殿の意見に賛同します。

現行の算定方法においては、接続料とユーザ料金の算定方法の違いにより、本来あってはならない事ですが、接続料とユーザ料金との間に逆転現象が起きる可能性があります。しかしながら、接続事業者が同一条件で競争できる事を担保する必要があると考えます。詳細な方法については検討する必要がありますが、ユーザ料金と接続料金の整合性をチェックし、是正する仕組みを導入する必要があると考えます。

（KDDI）

日本テレコム殿のご意見に賛同いたします。

（TTNet）

全面的に賛成いたします。

（イー・アクセス）

意見 13 - 2 利用者料金に関する更なる規制は自由な競争を阻害する。

「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」第一次答申では利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではないと述べているところがあるが、このことは利用者料金が接続料の水準を上回ってさえいれば何ら問題がないとするものではない。今後新規サービスの利用者料金等を念頭に適正性の検証について諸外国の事例も参考に検

【参考】英国におけるスタックテストについて

1. スタックテストとは

- ・ 英国においてドミナント事業者であるBTの利用者向けサービスの料金設定が、反競争的でないかをチェックするシステム。
- ・ 新料金・新割引サービス認可の際、料金額がコストを上回っていることを証明しなければならない。

2. 具体的内容

- ・ BTは以下の内容を証明する必要がある。

新料金(割引) > ネットワークコスト + 小売コスト  
(他事業者に相互接続料金として提供)

- ・ この不等式を満たしている場合、認可される。他事業者においても、同水準の料金設定をすることが可能。
- ・ 不等式を満たさない場合、以下の対応のどちらかが必要。  
料金(割引)の見直し  
相互接続料金の引き下げ

(JT)

NTT東西はフレッツISDNやフレッツADSLの値下げを行っており、今後も予定していますが、利用料金と接続料について逆ざやが生じていないか、チェック機能が必要と考えますが、フレッツADSLの利用者料金がアンバンドルされていないので、現状ではチェックが不可能です。NTT東西が利用料金を値下げする場合には、どの部分が値下げしたのかを明示すべきであり、接続料に関する部分も同様に値下げが必要です。具体的には、1加入者あたりの接続料と利用料金を設備ごとに分解して比較することが必要です。

(イー・アクセス)

意見 14 予備芯線を他事業者が障害の際に利用可能である必要がある。

NTT東西は芯線数の算定に、予備芯線の考え方を一切考慮しておりません。NTT東西は、保守などの理由のために、予備芯線を一定数確保していると考えますが、この予備芯線を障害の際に事業者が利用可能かどうか

格提供にあたっては、接続料相当のコストに一定の営業費等の必要なコストを加えた原価を基礎にユーザ料金を設定する考えです。

利用者向け料金については、平成12年10月より主要なサービスにプライスカップ規制が導入され、上限価格の範囲内で弊社の経営判断により競争状況を勘案し決定できるものとされており、更なる規制は自由な競争を阻害するものと考えます。なお、これまで利用者向け料金と接続料との関係全体においては、接続約款の認可申請に際し総務省への報告とともに公表を行っているのとおり、接続料の水準が利用者向け料金の水準を下回っていることを検証してきたところであります。

例えば新サービスの収支について当初は赤字であっても、営業努力により黒字化していくこと等は、弊社も他事業者様もなら変わるものではありません。個々のサービス(割引サービス)単位で接続料と利用者向け料金を比較することは、各社の創意工夫を制限する結果となるものと考えます。

(NTT東日本・西日本)

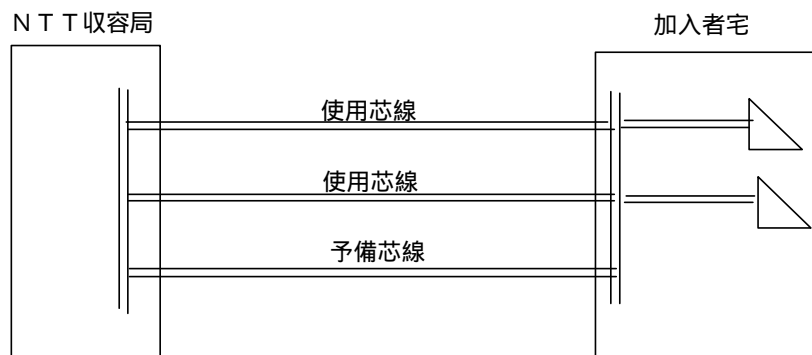
討を行う必要がある。

再意見 14 故障時の応急復旧用の光ファイバ設備は全事業者に提供される。

光ファイバの料金は、加入者回線として用いていない予備芯線(故障時の応急復旧用を含む全ての空き芯線)を含む全ての芯線コストを加入者回線として提供している芯

考え方 14

応急復旧について、全事業者について公平利用が確保される必要があ



かについては、取り決めがありません。仮に他事業者が予備芯線を利用できないとするのであれば、予備芯線についてはNTT東西の利用分としてコスト算定すべきであり、他事業者も利用可能とするのであれば、NTT東西の予備芯線の考え方、運用方法について明確化し、管理データを公開し、接続事業者の要望に応じてNTT東西と同様の簡便さで予備芯線を利用できるしくみが必要と考えます。このように**接続料および接続の内容でNTT東西が使用するファイバと接続事業者が使用するファイバとで公平性が確保されるよう強く要望いたします。**

< NTT東西の設備実態 >  
(イー・アクセス)

線で賄う料金算定を行なっております。従って、予備芯線のコストは、当社も他事業者様も使用する芯線数に応じたコスト負担をしており、弊社のみが負担している訳ではありません。

故障時の応急復旧用として一定数確保している芯線については、加入者回線を利用する全事業者（弊社を含む）に対して、故障時の応急復旧用に提供されるものであり、公平な利用がなされます。  
(NTT東日本・西日本)

る。

意見 15 今回の変更に伴いメタル回線の接続料も変更すべき。

前回（H12.12.15）の算定と今回の算定で、光ファイバ端末伝送機能の接続料が大幅に変更になったことから、**当然メタルの接続料も変更があると考えます。** 弊社ではメタルの接続料は以下のように想定しております。

再意見 15 - 1 メタル回線については平成13年度の接続料について再算定をする。

今回の申請は、光ファイバ設備のアンバンドルに関する省令改正を受けて実施するものであり、光ファイバ料金のみを申請の対象としておりますが、平成13年度の帯域透過端末回線伝送機能の接続料については、本年秋に平成12年度接続会計結果をベースに、メタルのみを用いた端末回線のコストをもとに再算定を行い、平成13年4月に遡及して適用する予定です。  
(NTT東日本・西日本)

考え方 15

光ファイバ設備については年度途中の算定であるが、メタル回線について今秋の再計算時に見直されることになると思われる。

再意見 15 - 2 (意見 15 同旨)

	原価（百万円）	回線数（回線） 芯線数（回線）	接続料（円／月）
メタル回線	1,098,020	66,776,809 67,452,725	1,357 (2線式・通常)
光回線	20,356	132,056 1,250,511	6,799 (1芯・通常)
合計	1,118,376	66,908,865 68,703,236	-----

約700億円の差額

87円安

	原価（百万円）	回線数（回線） 換算回線数（回線）	接続料（円／月）
メタル回線	1,028,039	66,776,809 67,455,765	1,270 (2線式・通常)
光回線	90,337	132,056 249,670	30,152 (1芯・通常)
合計	1,118,376	66,908,865 -----	-----

(イー・アクセス)

もし、NTT東西が今回の接続料にあわせてメタル回線の基本料金の値下げを行わない場合は、メタル回線の原価はそのまま光回線の原価のみ約700億円(=90,337-20,356=69,981百万円)増加することとなり、700億円の収入がNTT東西の管理部門に増額計上されることとなります。仮に、NTT東西の利用部門分を約3/4と想定しても、接続事業者から175億円もの額を接続料として増額徴収することとなります。このようにNTT東西が算定方法を変更したために生じる影響については全体との整合性をとりながら厳格に監視する必要があると考えます。

特に、ドライカップの接続料については、メタル回線の接続料がこれまで局から加入者宅まで全てメタルで伝送しているものと、光ファイバとメタルで伝送しているものと合算して算定されていましたが、今回の算定で全てメタルで伝送しているものが分計されているため、**ドライカップ用の接続料として全てメタルで伝送した場合の接続料を個別に設定することが望ましいと考えます。**

(イー・アクセス)

光端末回線の接続料算定においては、メタル回線と光回線が混在した端末回線コストから光回線分を分離する手法が採られております。上記意見にて指摘されたとおり、光回線分のコスト配賦方法の変更によりメタル回線分として配賦されたコストも変動していることから、メタル回線接続料の見直しが行われるべきと考えます。

(JT)

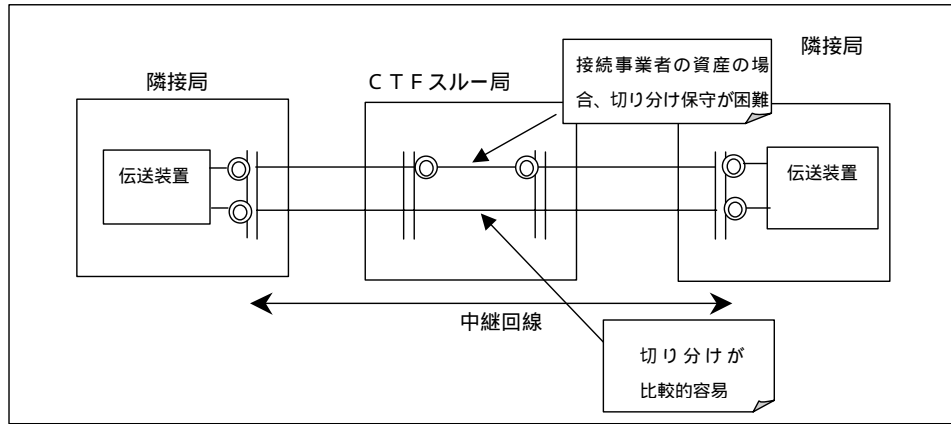
<p data-bbox="145 225 1003 296">意見 16 端末回線について故障修理 2 4 時間対応等のメニューが必要。</p> <p data-bbox="118 373 371 400">施設保全費について</p> <p data-bbox="118 411 1043 549"><b>保守コストについて、受付や故障修理対応を 24 時間対応を行う場合と、営業時間内のみに対応を行う場合とコストが異なりますが、接続料金も専用線のようにその保守コストの違いを反映した 2 種類の料金設定をしていただくことを要望いたします。</b></p> <p data-bbox="118 557 1043 914">また、ダークファイバの場合は、専用線や N T T 東西が今後サービスを予定している「B フレッツ(光 I P 接続)」と違って、故障検出の切り分けを接続事業者で行うこととなっており、その分保守費用は低くなると想定されます。また、フィルタなしのモジュールを使用しているダークファイバの場合についても接続料は低くなると考えます。したがって、光端末回線が他のサービスに比較して設備構築上だけでなく運用保守上も簡略化しているのならばそれに合わせた接続料金を設定すべきと考えます。具体的には、N T T 東西がこれまで「保守換算係数」として使用しているような割合でダークファイバの場合は接続料金を低めに設定すべきと考えます。</p> <p data-bbox="125 922 365 949">(イー・アクセス)</p>	<p data-bbox="1122 225 1756 328">再意見 16 端末回線について故障受付は 2 4 時間対応しており、故障修理についても今後検討していく。</p> <p data-bbox="1095 373 1816 510">現在の加入者線の保守は、基本的に、故障受付は 2 4 時間対応で、故障修理は営業時間内での対応を行っており、今回の光信号端末回線伝送機能の接続料は、その保守レベルに対応したものであります。</p> <p data-bbox="1095 518 1816 622">2 4 時間の故障修理対応については、実際の故障発生状況等を注視しながら、今後検討していく考えです。(N T T 東日本・西日本)</p> <p data-bbox="1095 667 1816 986">故障発生時に弊社側の設備の故障か他事業者様側の設備の故障か判断するための切り分け業務にかかる費用は、ダークファイバに限らず相互接続を行うことにより必要となる他事業者様のコストであり、弊社の利用者向けサービス提供時には必要ないこと、また、弊社設備のどの部分が故障しているかを確認する業務にかかる費用については、ダークファイバであっても、他のサービスであっても同様に必要となることから、ダークファイバの保守費用が低くなるということはないと考えております。</p> <p data-bbox="1095 994 1816 1206">また、フィルタなしの場合には、フィルタ及びそれに付属する試験装置が不要となる反面、遠隔での試験ができず、故障位置の特定等のために各 N T T ビルへ担当者を派遣する必要があり、全体としてのコストが低減するものではないことから、今回はフィルタの有無により料金差は設けておりません。</p> <p data-bbox="1095 1214 1424 1241">(N T T 東日本・西日本)</p>	<p data-bbox="1839 225 1957 252">考え方 16</p> <p data-bbox="1839 373 2152 585">故障対応等の 2 4 時間対応については、需要動向に照らして検討の上、可能なものから早急にに応じていくことが求められる。</p> <p data-bbox="1839 593 2152 767">費用負担については、コストや公平性を勘案しつつ、低廉なものとなるよう努められる必要がある。</p>
<p data-bbox="145 1326 1003 1398">意見 17 光ファイバ設備の赤字を理由に業務範囲の拡大等を認めるべきではない。</p> <p data-bbox="145 1437 1043 1465">N T T 東西は今回、将来需要・将来原価による接続料を算定したために、</p>	<p data-bbox="1122 1326 1756 1398">再意見 17 業務範囲拡大等については別途議論がなされる。</p> <p data-bbox="1122 1437 1794 1465">弊社の業務範囲の拡大の扱いやユニバーサルサービス</p>	<p data-bbox="1839 1326 1957 1353">考え方 17</p> <p data-bbox="1868 1437 2152 1465">N T T 東日本・西日本</p>

<p>この料金で他事業者に提供をすることにより、NTT東西は平成16年度までは巨額の赤字が発生することになります。</p> <p>これらの巨額の赤字はNTT東西の現在の経営状況から見ると、経営の屋台骨を揺るがしかねない額であると思われる、NTTグループがこれまで発表してきました事業計画と整合性がとれているのか、疑念を持たざるを得ません。光ファイバ網が整備され、ユーザ及び他事業者がNTT東西の巨額な赤字負担の元に安い料金で利用可能となることはIT革命実現のためにも歓迎すべきこととは思いますが、そのことが結果的に競争環境を破壊することとならないことを願います。<u>今回の料金設定についてはNTT東西の自己責任の元に判断をされたと理解していますので、その赤字補填を理由に業務範囲の拡大を認めることや、ユニバーサルサービス基金による他事業者からの負担を要望することは認めるべきではないと考えます。</u></p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>基金の扱いについては、今回の意見募集の対象外であり、それぞれ別途必要な議論がなされているものと認識しております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>において光ファイバ設備によるサービス提供によって仮に赤字が生じた場合でも、それを直接の理由に業務範囲の拡大等が認められる訳ではない。</p>
<div data-bbox="143 730 1003 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見18 NTT東日本・西日本の反競争的行為に対してはこれまで以上に厳重な監視が必要。</p> </div> <p>また、このような巨額な赤字のもとにNTT東西が光ファイバを提供するとすれば、設備部門での赤字を利用部門で補填するために、顧客を自らのサービスへと誘導する強いインセンティブが働くと考えます。したがって、<u>例えば接続料金とユーザ料金を他事業者の市場参入意欲を消沈させるほど近づけるなどの略奪的価格設定や、優越的な地位を利用した差別的な取り扱いなどの反競争的な行為に対してはこれまで以上に厳重な監視が必要であると考えます</u></p> <p>(イー・アクセス)</p>	<div data-bbox="1115 730 1765 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>再意見18 公正競争のための施策等を引き続き進める。</p> </div> <p>今後予定している光・IP通信網サービスの本格提供にあたっては、将来原価方式により算定している接続料相当の設備コストに一定の営業費等の必要なコストを加えた原価を基礎に料金を設定するよう考えております。</p> <p>また、優越的な地位を利用した差別的な取り扱いなどの反競争的な行為を行っているとの疑念に関しましては、誤解されることのないように、DSL接続サービスで既に実施している他事業者様用の回線開通受付け窓口を非営業部門に設置する等、公正競争のための種々の施策を引き続き進めていく所存です。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>考え方18</p> <p>引き続きルールの運用等を通じて競争阻害的な行為がなされないようにしていく必要がある。</p>
<div data-bbox="143 1321 1003 1398" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>意見19 局内の中継回線の提供を要望。</p> </div> <p>白鬚、唐ヶ崎のようにNTT東西の中継回線が集中している局でかつコ</p>	<div data-bbox="1115 1321 1765 1398" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>再意見19 局内の光ファイバケーブルは提供する。</p> </div> <p>弊社ビル内の光ファイバケーブルについても、他事業者</p>	<p>考え方19</p> <p>省令改正に伴い、局内</p>



ロケーションを実施していない局については、CTF～CTFの接続をNTT東西資産で行っていただき、隣接局～隣接局までの中継回線として利用できるようお願いいたします。現在は、CTFスルー局でも接続事業者が各社資産で設備を保有しているため、保守時の切り分け等が困難な状態です。

特に、NTTコミュニケーションズやNTTドコモのビルについては、工事・保守ともにNTT東西と各社で二重に手続きが必要なことからCTFスルーとして提供いただけるようお願いいたします。



(イー・アクセス)

意見 20 屋内配線の料金等、利用者料金準用の料金を見直し、営業費等を控除すべき。

構内光設備等の契約約款料金準用について

宅内機器等と接続する場合、お客様建物内にてNTT東西の屋内配線設備を利用する事が必要となりますが、本申請案ではその際の料金としてNTT東西の契約約款が準用されております。しかしながら、接続事業者が利用する場合においては営業費等、控除すべきものがあると考えられます。

よって、事業者向け割引等を導入する事により、その点を考慮する事が必要です。

また、その他にも工事費（構内伝送路設備設置工事費、通信用建物内伝送路接続工事費）および手続費（光回線設備設置手続費、IP通信網回線設

様からのご要望に応じて提供いたします。このため、弊社ビル内で光主配線盤～光主配線盤の接続を弊社資産の光ケーブルで接続することが可能となります。

なお、ビル内の光ファイバケーブルを弊社設備にて提供させていただく場合でも、一次的な故障検出は他事業者様にて実施していただき、その後申告によって故障切り分け等の作業を実施するという一連の故障対応方法は、弊社設備を利用しない場合（他事業者様自前設備の利用）と変わりません。

また、弊社以外のビルにおける光ファイバケーブルについては、ビルオーナーの了解を得られた場合については、弊社での対応を検討いたしますが、弊社にて対応が困難な場合については、直接ビルオーナーと調整の上、対応していただくものと考えます。  
(NTT東日本・西日本)

伝送路である光ファイバ設備の提供については別途NTT東日本・西日本より認可申請がなされることが見込まれているが、現段階においても請求に応じ提供がなされる必要がある。

再意見 20 - 1 (意見 20 同旨)

接続事業者が負担すべきコストは、回線の設置・維持・運営等に必要コストであると考えており、営業費等は控除されるべきものと考えます。したがって、上記意見に賛同します。  
(JT)

端末回線伝送機能及び光中継伝送機能は電話サービスやDSLサービスと違って、回線ごとに線路設備調査、POI調査等手続を踏まえ、線路設備申込、自前工事申込を行っているため、別に手続費が必要となる根拠が理解でき

考え方 20

屋内配線の料金及び工事費については現在明確な算定基準はなく、今回便宜的に利用者料金準用とすることはやむを得ないが、接続料等は接続に関する費用のみから算定されることが基本であり、それは屋内配線及び工事費についても例外で

置手続費)において契約約款の料金を準用しておりますが、同様に事業者向け割引等の導入が必要と考えます。  
(KDDI)

かねます。手続費の内容についてどのような手続を指すのが明確にいただけるよう要望いたします。  
(イー・アクセス)

はない。

屋内配線のコストについてはなお検討を要するため、NTT東日本・西日本において、屋内配線のコストの把握を行い、その結果について総務省に報告を行うよう、総務省において措置することを要望する。

また、工事費については、NTT東日本・西日本において、そのコストの算定根拠を明らかにし、その必要な見直しについての検討を行い、その結果について総務省に報告を行うよう、総務省において措置することを要望する。

再意見 20 - 2 屋内配線は端末設備であるため、構内伝送路設備設置工事費等はユーザサービスの工事と同一作業内容であるためユーザ料金を準用している。

屋内配線は端末設備であるため、ユーザ料金を準用しております。  
(NTT東日本・西日本)

接続約款に規定する工事費及び手続費の額は、作業単金に作業時間を乗じて算定した実費により設定していますが、今回新たに追加した構内伝送路設備設置工事費等については、弊社のユーザサービスの場合と同一の作業内容により実施するものであり、現に回収すべきコストにも差がないことから、ユーザ約款に規定している額を準用することとしており、事業者向けの接続料金としても公正妥当な金額であると考えます。  
(NTT東日本・西日本)

意見 21 伝送損失の調査費は不要。

情報の提供について

(1) 光回線設備の回線毎の伝送損失(第94条の6)

ユーザにサービスを提供する以上、品質の確保は必須であるため、接続事業者が光回線設備を利用する場合に、伝送損失の把握は必ず必要となります。よって、本事項については調査費として個別に設定するのではなく、第94条の7で規定する項目の1つとする事が適切と考えます。

(KDDI)

再意見 21 - 1 (意見 21 同旨)

伝送損失については、距離や接続点数から計算して求める「計算値」と、芯線又はテープ単位で実際に測定する「実測値」とあると思います。「計算値」は第94条の7に関する情報として、「実測値」は第94条の6に関する情報として、NTT東西から情報提供いただきたいと考えます。

また、伝送損失の調査にかかる費用ですが、現在の接続料金に伝送損失の測定に関する費用が含まれているのであれば光回線設備の場合も特に追加費用はほとんど発生しないと考えます。NTT東西は自社内で定めた伝送品質を

考え方 21

個別調査が求められる事項については、現時点では費用負担が求められることはやむを得ない。

しかしながら、実質的な個別調査が今後共必要であるか、十分な検証が求められる。

	<p>満たしていることを確認したうえでダークファイバを接続事業者に提供しているのですから、線路調査は接続事業者の要求にかかわらずNTT東西で毎回行っていると認識しております。つまり、測定にかかる費用はすでに含まれているはずであり、費用がかかるとすれば、調査した内容について書類を作成するというごくわずかな経費のことを指すと理解しております。接続約款案では調査時間として1.133時間かかるとしていますが、調査時間を除いた書類作成時間に修正いただけるよう要望いたします。 (イー・アクセス)</p> <p>再意見 21 - 2 伝送損失値の把握には個別の調査が必要なので調査費が必要。</p> <p>光回線設備にかかわる品質やご利用できる設備等を事前に把握するためにも伝送損失値が必要であることはご指摘のとおりです。 ただし、伝送損失値の把握には、現地で実際に測定するか、具体的な光ファイバ芯線等の構成(コネクタ、融着点の数、芯線の距離)から計算する等、特定の芯線に対して個別の調査(現地測定や机上計算)が必要と考えます。 このため、第94条の6で規定する具体的な光ファイバ芯線等に対する個別の測定もしくは、光ファイバ芯線等を特定できる線路設備調査の結果によって提供させていただくものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	
<p>意見 22 ダークファイバの開通に時間がかかっている。</p> <p>また、ダークファイバの利用に関連して、従来、NTT殿が推進する光化計画では、名目上「饋線点までを光化しておけば、要望に応じて2週間以内に光ファイバを家庭に引き込める」としてきたが、現在のところ、煩雑な手続きや工事体制の不備から開通まで実際には1～3ヶ月以上も要しているなど普及の障害となっている事例も散見される。 「e-Japan重点計画」で国家をあげて広帯域インターネットの普及</p>	<p>再意見 22 - 1 (意見 22 同旨)</p> <p>賛成いたします。 (イー・アクセス)</p> <p>再意見 22-2 提供期間の短縮について鋭意努力。</p> <p>また、き線点まで光化してある場合2週間で開通するこ</p>	<p>考え方 22</p> <p>光ファイバ設備の提供については、迅速な対応により円滑に進められていくことが求められる。</p>

を推進しようとする中で、こうした実情の改善を図ることは急務であるので、以前、DSLサービスにおいて競合事業者が被った不利益などが再びダークファイバ又はF T T Hサービスの利用において生じることのないよう公正な提供の確保にかかる措置を切望いたします。  
(テレサ協)

とを目標としておりましたが、上記のような社外対応等が発生する場合は、1～数ヶ月を要しているのが実態です。これは弊社の光を利用するサービスでも同様であり、提供期間の短縮については、鋭意努力していく考えです。  
(NTT東日本・西日本)

意見 23 光ファイバ設備の即応・提供が可能な地域について条件等を明確にしていきたい。

NTT東西が接続約款案で算定している端末回線の規模は、平成 11 年度 25 万芯から平成 19 年度 549 万芯と約 22 倍ののびを想定していますが、端末回線は要望に応じて提供していただけるものかどうかは明確ではありません。例えば、「き線エリアに光ファイバが敷設されている場合は光信号端末回線を提供する」といったような提供条件を明確化していただきたいと考えます。なお、「接続ルール見直しについて」第一次答申(平成 12 年 12 月 21 日) p.23 では「既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域(例えばき線エリアに光ファイバが既に設置されているエリアのように、2 週間程度で必要な光ファイバ設備の対応を行い得る地域)においては、光ファイバ設備への接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。」とありますので、**接続約款で即応が可能な地域や提供可能な地域について条件等を明確化していただきたいと考えます。条件が明確でない場合、NTT東西と接続事業者の間で公平性が担保されないおそれがあります。**

(イー・アクセス)

再意見 23 - 1 個々の要望には線路設備調査で明確にする。

端末系光ファイバ設備については敷設の途上にあるため、具体的な接続希望場所により、設備新設等の対応が必要な場合もあれば、設備対応がほとんど不要な場合もある等区々となります。このため、具体的な個々のご要望に対して、線路設備調査によって明確にさせていただくこととしております。特に、設備新設が必要となる場合には、電力柱への添架許可申請・取得、道路占用許可申請・取得、ユーザビルオーナーとの折衝等といった部外対応が発生するケースがほとんどであるため、提供可能地域についての条件や、提供可能な期間を一律に明確化することは困難です。  
(NTT東日本・西日本)

再意見 23 - 2 (意見 2 3 同旨)

イー・アクセスの意見に賛同します。  
提供条件を明確にする事はNTT東西と接続事業者との間の公平性の担保のみならず、スムーズな工事調整を可能とします。なお、設備対応に要する期間については、配線まで光ファイバが敷設されている場合にはさらに短期間での対応が可能と考えます。一方、土木工事が発生する等の要因で、期間を要する場合についてはその理由及び、接続開始時期を明確にして事業者に提示する必要があると考えます。  
(KDDI)

考え方 23

線路設備調査の結果、光ファイバ設備を即応させる場合の条件等については別途接続約款変更の認可申請が行われている。

<p data-bbox="147 560 1003 632">意見 24 データベース整備により、個別の線路設備調査の所要時間及び費用についても迅速化・低廉化されるはず。</p> <p data-bbox="120 671 1043 887">弊社は昨年末より光回線設備の情報公開を要望してきましたが、内容も不正確でありかつ時間及び費用もかかったため、このように接続に必要な情報が公開になったことについては歓迎をいたします。しかしながら、このようにデータベースが整えられることにより、個別の線路設備調査の所要時間及び費用についても迅速化・低廉化されるはずであると考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p data-bbox="1122 560 1765 632">再意見 24 今後とも線路設備調査の回答に要する時間の短縮等に努めていく</p> <p data-bbox="1099 671 1812 850">弊社としても、今後ともデータベースの整備等により、線路設備調査の回答に要する時間の短縮等に努めていく考えであり、これにより費用の低廉化も図られるものと考えております。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p data-bbox="1839 560 1962 592">考え方 24</p> <p data-bbox="1839 671 2150 850">光ファイバ設備の調査の所要時間及び費用について、迅速化と低廉化に今後とも努力される必要がある。</p>
<p data-bbox="147 963 1003 1035">意見 25 屋内配線の保守レベル如何。</p> <p data-bbox="120 1075 1043 1219">屋内配線の利用料のほとんどは保守コストであると想定いたしますが、どのレベルまで保守をしていただけるのかを明確にさせていただけるよう要望いたします。 (イー・アクセス)</p>	<p data-bbox="1122 963 1765 1035">再意見 25 屋内配線の保守レベルは利用者向けと同様。</p> <p data-bbox="1099 1075 1812 1219">具体的な要望がわかりませんが、屋内配線の保守レベルについては、弊社が利用者向けに提供する場合と同様のレベルとなります。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p data-bbox="1839 963 1962 995">考え方 25</p> <p data-bbox="1839 1075 2150 1147">(再意見において所要の説明がなされている。)</p>
<p data-bbox="147 1297 1003 1369">意見 26 局間ファイバについて万全の体制で運用保守をして欲しい。</p> <p data-bbox="120 1409 1043 1477">NTT東西が局間ファイバを利用する際には、端末回線とは異なる万全の体制で運用保守をしていることと思います。したがって、接続事業</p>	<p data-bbox="1122 1297 1765 1369">再意見 26 中継ダークファイバについては24時間保守をする。</p> <p data-bbox="1099 1409 1812 1477">現在の中継伝送路は基本的に24時間保守を行っており、他事業者様へ提供する中継ダークファイバについても</p>	<p data-bbox="1839 1297 1962 1329">考え方 26</p> <p data-bbox="1839 1409 2150 1477">(再意見において所要の説明がなされている。)</p>

<p>者にも同様の対応をしていただけるよう要望いたします。NTT東西に対してNTT東西がこれまで中継回線で行ってきた運用保守内容について詳細にご説明いただき、接続事業者とNTT東西の間で公平性が確保されるよう強く要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>既存の保守体制で対応可能であることから、同様の24時間保守を実施する考えです。</p> <p>詳細な保守運用内容については、事業者間協議のなかで説明させていただきます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	
	<div data-bbox="1115 403 1765 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>再意見 27 試験受付にかかる費用は接続料から除外すべき。</p> </div> <p>故障受付は、「ユーザからの受付」ではありませんが、端末回線ファイバの接続に関しては、ユーザからの問合せはNTT東西にはないことから、試験受付にかかる費用(約3%)は接続料から除外すべきと考えます。</p> <p>なお、試験受付接続事業者は、ユーザからの故障受付を行い、接続事業者で切り分けを行った後、NTT東西側に原因がある場合は保守対応することとしており、保守に関する費用も相当分を支払う契約を行っております。以上の理由で、ドライカップでは試験受付にかかる費用は除外されていることを申し添えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>考え方 27</p> <p>試験受付の費用は接続会計においても計上されており、所謂ドライカップの接続料にも含まれている。</p> <p>これを光信号端末回線伝送機能等の接続料から除外すべき理由はない。</p>
<div data-bbox="143 991 1003 1067" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>質問 1 光信号端末回線伝送機能と光信号中継伝送機能とはほぼ同様の設備構成なのに料金に違いがある。</p> </div> <p>(前略)</p> <p>光信号端末回線伝送機能と光信号中継伝送機能の光ファイバ設備は、ほぼ同様の設備から構成されているにもかかわらず、提供料金単位やその料金額がに違いがあること。</p> <p>(後略)</p> <p>(MCIワールドコム)</p>	<div data-bbox="1115 991 1765 1067" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>説明 1</p> </div> <p>光信号端末回線伝送機能及び光信号中継伝送機能については、構成される芯線の素材は同じであるものの、光化の進展状況、設備の使用効率、1ケーブル当りの芯線数の多寡、設備の維持運営体制、架空ケーブルと地下ケーブルの構成割合など様々な差異があることから、各々独自のコスト発生態様が料金水準に反映されているものと考えております。</p> <p>光中継伝送機能の料金体系については、弊社に先行して競争的に光ファイバ設備を提供している事業者等においては、距離別が一般的であることから、距離別の料金体系</p>	<p>質問・説明に関する考え方</p> <p>質問に対する説明が認可申請者よりなされているところであり、今後新たな事態等により説明内容に変更が生じた場合には、適宜見直しが行われていくことが望まれる。</p>

として1 mあたりの料金を設定いたしました。また、光信号端末回線伝送機能については、ドライカップ(帯域分割端末回線伝送機能)が距離に拠らない料金体系であること、提供エリアが弊社収容ビルから一定の距離の範囲内(収容区域内)に限られること、既存の他の端末回線伝送機能(PHS基地局回線、接続専用線における端末回線部分)の接続料が距離に拠らない料金体系であることを考慮し、距離別ではなく回線あたり均一の料金としております。  
(NTT東日本・西日本)

質問2 加入者線コストをケーブル長比等でメタル/光に分ける理由如何。

(前略)  
各算定方法については、簡単なコスト算定方法が提示されているに過ぎず、各コスト項目の詳細データやその算定方法やデータを用いる理由(例えば、加入者線コストをなぜケーブル長比等でメタル/光に分けるのか等)アンケート実施方法・結果等の妥当性を担保するだけの情報がないこと等が、この料金算定根拠に疑問を抱かせるものにしております。

(後略)  
(MCIワールドコム)

説明2

接続料の算定根拠資料については、企業秘密の保持、株主の権利保護及び物品納入メーカー等関係者の利益保護を考慮しつつ、現在の接続ルールの趣旨を尊重し出来るだけ透明性や信頼性に配慮し作成しているものであり、その算出過程について明確にしているものと考えております。

なお、加入者線コストのうち線路設備の保守に直接かかるものについては線路設備の物量に関係して増減すると考えられるためケーブル芯線長比により、また、管路にかかるコストについては管路に敷設されているケーブル量に関係して増減すると考えられることから管路ケーブル長比により光、メタルに分計しております。

弊社の光アクセスサービスにかかる利用意向調査についてはそのサンプル数を、個人調査において4000件、事業所調査については約3000件としており、アンケート調査の母数としては十分なものであると考えております。  
(NTT東日本・西日本)

質問3 光ファイバの芯線長とその他の加入者回線の芯線長比の開示を要望。

説明3

#### メタル回線とのコスト配賦方法について

##### 施設保全費

本費用は芯線長比で配賦しておりますが、この比率や実際の長さが不明です。本機能の芯線長と、その他の加入者回線長等の開示を要望します。

##### 芯線長の単位および内訳

線路設備の保守に直接かわるものと、そうでないものの比率等の内訳が不明なため、全て芯線長比で配賦されているとして、「料金設定に使用した回線数」を基に1回線あたりの施設保全費を算定すると以下のとおりとなります。回線あたりで費用を見ると光回線は、メタル回線の約2.3倍と大きな差となっており、この結果から、長さに大きな差があるものと想定されます。

##### 光回線

約144,300円

##### 光以外

約6,300円

\* 100円単位で四捨五入した。

また、「料金設定に使用した回線数」において、メタル回線は2線式及び4線式の双方とも回線数そのままを使っておりますが、光回線については2芯のものを2回線と変換しており、結果として光回線のみが芯線という単位になっています。ここで用いられた芯線長比も同様な考え方で算定されているかは不明ですが、一方のみを芯線に変換する事は整合性が崩れるため、合理的とは考えられません。本算定に用いられている単位が回線、対数あるいは1線あたりなのかが不明なため芯線長や変換の有無等の情報について公開を要望します。

(KDDI)

市内線路の施設保全費を光・メタル別に分計する際に用いた芯線長は以下のとおりです。

##### 施設保全費の光・メタル分計に用いた芯線長

区分	芯線長	
	芯線長	構成比
光ケーブル (芯線長：芯百万km)	10	3.1%
メタルケーブル (対数長：対百万km)	317	96.9%
合計	327	100.0%

(NTT東日本・西日本)

#### 質問4 配賦等の内訳の公開を要望。

#### メタル回線とのコスト配賦方法について

##### 正味資産価額による配賦

減価償却費及び固定資産除却費については正味資産価額を用いて配賦しておりますが、これまで長期にわたって利用してきたと考えられるメタル回線と比較的新しい設備である光回線では後者の方により多く配賦されるため、光回線に配賦されるコストが少なくなるような方法についても検討が必要と考えられます。また、設備によっては個別把握が

#### 説明4

減価償却費、固定資産除却損を光、メタル別に分計する際には、個別把握できる市内線路設備(光ケーブル、メタルケーブル)については直接賦課しており、それ以外の個別把握ができない設備(機械設備、土木設備、建物、構築物、機械及び装置、車両及び船舶、工具・器具及び備品、土地、建設仮勘定、無形固定資産)については、正味固定資産額比で分計しております。



できるものは直課し、それ以外では正味価額で配賦されているものがありますが、個別把握しているものの内訳、正味資産価額で配賦している内訳が不明ですので内訳の公開を要望します。

( K D D I )

(例)建物の場合

算定根拠別紙2 別紙2 光回線回線云々類の固定資産明細表より (単位:百万円)

		加入者回線	光回線		左記以外		
			伝送路	居外RT	左記以外		
建物	取得価額	184,358	16,655	7,963	159,739		
	減価償却累計額	82,520	7,455	3,564	71,500		
	正味価額	101,838	9,200	4,399	88,239		
市外線路		取得価額	直埋成果・芯線数比	4,526,824	224,972	191,470	4,110,381
土木設備		取得価額	管路ケーブル長比	3,470,388	497,515	153,987	2,818,886
計				7,997,212	722,487	345,457	6,929,266
			構成比(取得価額比(線路・土木))▼	100.0%	9.0%	4.3%	86.6%

上記のとおり建物正味固定資産取得価額比(線路・土木)により光・メタリを計上しております。

この正味固定資産額比のもととなる正味固定資産額は、算定根拠別紙2に示したとおり、線路・土木設備の正味固定資産額比により分計しているのではなく、線路・土木設備の取得固定資産額比(土木設備については管路ケーブル長比)により分計したものであり、ご指摘のように比較的新しい光回線に多くコストが配賦されているということはありません。(NTT東日本・西日本)

質問5 加入者数等の需要予測について開示を要望。

需要予測について  
需要予測の方法

平成19年度の芯線数が5,494千芯となっておりますが、ユーザが利用する際は1回線を2芯で利用したり、マンションやビル需要等においては1芯あるいは2芯を複数のユーザで利用する事も考えられるため、加入者数というベースでの需要が不明です。加入者数での需要、利用意向調査の内容、予測方法等の具体的内容及び予備芯線がある場合にはその芯線数の開示を要望します。

( K D D I )

説明5

平成19年度末の加入者光ファイバを利用するサービスの加入数は他事業者が使用する加入者光ファイバは1芯あたり1契約を前提として900万加入程度を想定しております。

将来的な光サービスの需要予測は、既存の光サービスであるINS1500や高速専用線等については過去のトレンドから今後の需要を推計しており、新規サービスである光・IP通信網サービス(仮称)については弊社が実施した利用意向調査結果(調査数:個人調査4000件、事業所調査約3000件<東西計>)をもとに総務省発表のインターネット普及率や今後計画しているエリア展開等

を加味した需要予測を行っております。こうして予測した加入数をもとに各サービスにおける芯線の利用形態(1または2芯線占有して使用するか、共用するか等)を踏まえて加入数ベースの需要に対応して必要となる加入者光ファイバ芯線数を算定しております。

なお、平成19年度には加入者光ファイバの芯線使用率は現在のメタル回線並みの約6割になると想定しております。

(NTT東日本・西日本)

質問6 人件費伸び率等についても公開を要望。

需要予測について

設備管理運営費の算定に用いた係数等

別添1の表によると、平成19年度までの費用を算定するにあたり、前年度値に人件費伸び率や消費者物価指数などを用いた率を乗じたり、会社間取引等も加味しているようですが、算定方法(計算式)だけでなく、以下の具体的数字について公開を要望いたします。

「人件費伸び率」、「取得固定資産伸び率」、「正味固定資産伸び率」、「CPI」、「効率化」、「事業化」、「会社間取引」

(KDDI)

説明6

平成19年度までの費用の算定については、以下の伸び率等をもとに算定しております。

人件費については、平成12年度実績見込み及び平成13年度事業計画をもとにした人件費伸び率に取得固定資産の伸びを考慮し、算定期間における年平均で2.0%程度の人件費変動率を用いて算定しております。

また物件費については、CPI(消費者物価指数変動率)に、一般物件費の伸びの一定の抑制である効率化及び取得固定資産の伸びを考慮し、さらにグループ会社へ業務を委託している事業化分の作業委託費の一定の効率化を織り込んで、年平均7.8%程度の伸びを見込んで算定しております。

なお、会社間取引については、平成11年7月の会社再編成以後、持株会社との間で行われることとなった、グループ経営運営費、研究開発負担金の取引分について個別に算定しているものであります。

取得固定資産伸び率については年平均8.1%程度、正味固定資産伸び率については年平均6.5%程度となっており、減価償却費及び固定資産除却費の算定で用いている設備別正味固定資産伸び率については線路設備は8.3%程度、土木設備は4.5%程度、その他の設備は概ね7.1%程度となっております。

(NTT東日本・西日本)

質問7 光信号端末回線伝送機能について、設備区分別の内訳の公開を要望。

「端末回線伝送機能（光信号端末回線）」の算定について何点かの質問と内訳の公開を要望しておりますが、光信号中継伝送機能におきましても、正味資産価額で配賦されている費用については設備量に見合った配賦を行う等、光回線に配賦されるコストが少なくなるような方法について検討が必要と考えられます。

内訳に関しましても前項（端末回線伝送機能）と同様に、個別把握しているものの内訳、正味価額で配賦している内訳が不明です。また、別紙3の費用につきましては、GC以下の伝送路の合計が対象となっておりますが、「設備区分別の費用明細表」におけるどの区分にどれだけの金額が入っているのか不明ですので、内訳の公開を要望します。詳細な精査につきましても同様に、内訳が公開された後にヒアリング等で議論が必要と考えます。

（KDDI）

説明7

減価償却費、固定資産除却損を光、メタル別に分計する際には、個別把握できる線路設備（光ケーブル、メタルケーブル）については直接賦課しており、それ以外の個別把握ができない設備（機械設備、土木設備、建物、構築物、機械及び装置、車両及び船舶、工具・器具及び備品、土地、建設仮勘定、無形固定資産）については、正味固定資産額比で分計しております。

この正味固定資産額比のもととなる正味固定資産額は、算定根拠別紙4に示したとおり、線路・土木設備の正味固定資産比により分計しているのではなく、機械設備～線路設備の取得固定資産額比（土木設備については管路ケーブル長比）により分計したものであり、ご指摘のように光回線に多くコストが配賦されているということはありません。

なお、「端末系交換設備」に含まれる「GC以下伝送路」の費用内訳は以下のとおりです。

GC以下伝送路費用

（単位：百万円）

	営業費	施設 保全費	共通費 管理費	試験 研究費	通信用 設備 使用料	租税 公課	減価 償却費	除却費	合計
端末系交換 設備	49,263,342	96,970	54,176	6,941	27,097	350,865	41,778	841,223	
(再)GC 以下伝送路	13,34,994	12,866	5,812	2,853	8,703	83,276	14,358	162,878	

（NTT東日本・西日本）

質問8 - 1 光ファイバ設備とメタル回線の区分について説明して欲しい。

説明8

P.14に「端末回線設備の固定資産明細表」があり、「光(ケース )」「光+メタル(ケース )」「メタル(ケース )」の3種類に区分されていますが、その区分の方法が不明確です。「設備区分固定資産明細表の加入者回線および主配線盤をもとに算定」したとのことですが、どの項目をどう計算すればこの3ケースに分けることができたのか全く確認することができません。このようにNTT東西の接続料算定根拠では計算過程が途中で途絶えることが数多く、適正な接続料かどうかの判断ができかねないのが大変問題になっております。したがって、NTT東西に p.19~p.22 までの「設備区分固定資産明細表」の数字から p.14 の線路設備(市内線路設備)の数字を算定するまでの計算式を提示いただけるよう強く要望いたします。

(イー・アクセス)

数字の関係(計算過程)は以下(別紙1参照)のとおりとなっております。

(NTT東日本・西日本)

質問8-2(質問8-1同旨)

イー・アクセスの意見に賛同します。

本意見で指摘しているとおり、計算過程が途中で途絶える事が多く、接続料の妥当性について判断できません。弊社意見書でも数字の不明な点については公開を要望しておりますが、重ねて数字を算定するまでの計算式についても提示する事を要望します。

(KDDI)

質問9 「芯数=回線数×サービス芯数」であることを確認していただきたい。

需要数はH11年度実績で25万芯とのことですが、これは平成11年度実績の回線数にサービス芯数を乗じて算定しているのかどうかNTT東西にご確認いただきたいと考えます。

<光品目総芯線数(H11年度実績)>

	回線数	芯数
1芯式(タイプ1以外)	13,694	13,694
1芯式(タイプ1)	748	748
2芯式(タイプ1以外)	117,428	234,856
2芯式(タイプ1)	186	372
合計	-----	249,670

(イー・アクセス)

説明9

平成11年度の需要数25万芯は、契約端末回線数実績に回線ごとの芯線数(例えばINS1500は1回線当り2芯)を乗じて算定しております。

(NTT東日本・西日本)

質問10 施設設置負担金見合い額の「レートベース残高率」の考え方如何。

施設設置負担金について  
施設設置負担金の算定根拠にある「レートベース残高率」についてです

説明10

加算額については、施設設置負担金の有無による利用者間の負担の公平性等の観点から接続料においても利用者

が、施設設置負担金の圧縮記帳は市内線路において行われており、算定根拠 p.14 にあるようにNTT東西の市内線路の累計償却率（減価償却累計額 ÷ 取得原価）は、ケース（メタル）が76%、ケース（光+メタル）が63%、ケース（光）が47%、3ケースの合計が75%となっております。NTT東西がレートベース残高をこの3ケースに分類して使用しているならば、ケースについて言えばレートベース残高0.5で理解できます。しかしながら、NTT東西はレートベース残高をメタル品目にも光品目にも平均して0.5を使用しています。平均値として使用するならば、3ケースの合計の累計償却率75%から考慮して、レートベース残高は0.25に設定すべきと考えます。  
（イー・アクセス）

料金と同様の格差を設けているものであります。

$$(注) 正味固定資産価額 = \frac{\text{当該設備の取得固定資産価額} - \text{当該設備の取得固定資産価額} \times \text{残存価額}(\quad)}{2}$$

接続料の加算額は、メタル系サービスの場合も光系サービスの場合も、施設設置負担金のユーザ料金額を耐用年数に対応した月数で除すことにより算定しており（減価償却費相当）これに付随して生じる自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税相当の算定で用いるレートベース残高率についても、上記の耐用年数で除している考え方との整合性を考慮し、定額法の場合の理論式である「接続約款の料金表第2網改造料の算定式(注)に準じて算定し「0.5」としているものであり妥当であると考えます。（ ）施設設置負担金は、全額が圧縮されることから、残存価額は「0」としています  
（NTT東日本・西日本）

質問 11 市内線路設備について、端末回線と中継回線とにどのように配賦しているかが分からない。

説明 11

市外線路設備は中継回線に直接賦課可能ですが、市内線路設備は端末回線と中継回線に配賦する必要があります。NTT接続約款では、もともと「端末回線の市内線路設備」と「中継回線の市内線路設備」は分計されているように記載されていますが、市内線路設備の減価償却費について、端末回線と中継回線とにどのように分配したかという算定式は見当たりません。したがって、**NTT東西に市内線路設備の端末回線と中継回線の分計方法について明確にご説明いただけるよう強く要望いたします。**分計が実績データによるものであるとするならば、ケーブルごとに端末回線で使用しているものか中継回線で使用しているものか区別して管理できているはずと考えますし、ケーブル単位で中継回線を管理できているならば、局間ダークファイバの線路調査に何ヶ月もの期間を必要としなかったであろうと考えるからです。  
（イー・アクセス）

接続会計算算定上、市内線路設備の端末回線と中継回線別の減価償却費については、個別に把握しております。  
光ファイバの線路調査は、他事業者様の利用要望に対する当該区間の提供可能芯線数、及び該当芯線を利用する際に必要となる設備情報（伝送損失、立ち上げ位置等）を個別調査するものであり、経理上の固定資産管理とは別物であります。  
（NTT東日本・西日本）

質問 12 端末回線と中継回線の定義について問う。

端末回線と中継回線の定義の明確化について

(第3条)用語の定義

用語	意味
1～85 (略)	(略)
86 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線(その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。)
87 光信号中継回線	当社の通信用建物(当社が別に定める当社以外の建物を含みます。)間の光信号の伝送にかかる伝送路設備(その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。)
88 光回線設備	光信号端末回線及び光信号中継回線
89 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備(収容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。))中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータと対向するものをいいます。以下同じとします。))その間の伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備に限ります。)
90 (略)	(略)

上記の定義だと、NTTのビルとNTT東西以外の会社が所有しており、NTT東西が賃借しているビル間の光ファイバは局間回線との取り扱いになると理解しておりますが、下記の図のような利用の場合、性質としては端末回線とする方が自然であると考えます。従いまして、下記のような利用形態であれば、上記の定義にかかわらず端末回線とすべきだと考えます

説明 12

ご指摘のような弊社が賃借しているビルにおける、当社コロケーションフロア以外での利用形態については、当社としても端末回線として扱う考えです。ただし、現実的な問題として、通信用設備を設置するために当社が賃借しているビルと当社通信用建物間の光ファイバについては、局間光回線として扱われる形態と加入者光回線として扱われる形態が存在しております。ご利用いただく他事業者様にはわかりにくいことから、事前のホームページの情報開示において、下記のように開示しております。

局間光回線の扱い

弊社が賃借しているビルへの局間光回線については、接続約款第94条の7第1項第3号の規定により、「全芯線数及び未利用芯線数(芯線数は範囲で提供します。)並びに区間距離」を開示致します。

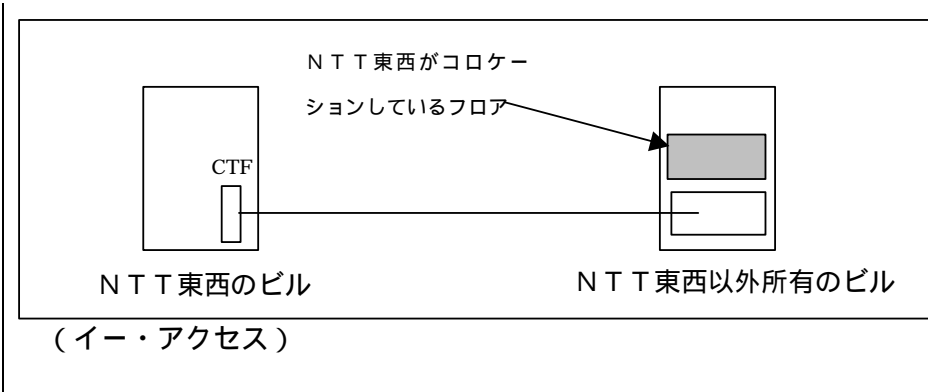
加入者光回線の扱い

弊社が賃借しているビルへの加入者光回線については、当該ビルへの端末回線の設置の有無をホームページ上の局間回線の情報にあわせて開示致します。

現在開示中の情報						
【中継光ファイバ提供可能区間表(東京エリア(東京23区))】						
凡例						
3: 中継光ファイバとあわせて加入光ファイバ設備があります。						
起点ビル	終点ビル	ファイバ種別	未利用芯線状況	概算ケーブル長	光ケーブル敷設計画	備考
新宿	新宿別	SM	A	0.1		3

本情報の開示に伴い、当該ビルにおける他事業者様のコロケーション設備等を踏まえた選択が可能となるものと考えております。(注)局間光回線の“全芯線数”は現在精査中であることから、確定し次第、情報開示致します。

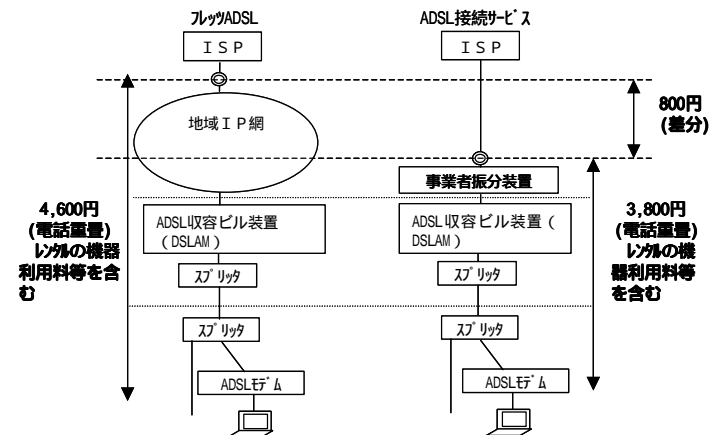
(NTT東日本・西日本)



ルーティング伝送機能の接続料		
意見等	再意見等	考え方
<p>意見 28 ルーティング伝送機能の接続料の算定根拠には依然として不明確な点が多々見受けられる。</p> <p>変更案でのルーティング伝送機能の接続料算定も、その算定根拠に不明確な点が多々見受けられ、NTT 地域会社の非効率が接続事業者へ転嫁される可能性を拭い去ることはできないと考えます。算定方法については、光ファイバ設備の接続料金算定と同様に、簡単なコスト算定方法が提示されているに過ぎず、各コスト項目の詳細データやその算定方法やデータを用いる理由、アンケート実施方法・結果等の妥当性を担保するだけの情報がないこと等が、この料金算定根拠に疑問を抱かせるものにしております。そもそも、地域市場を独占している事業者が、その独占設備部分と非指定電気通信設備をバンドルしたサービスを提供することは、市場の独占性やボトルネック性がこの伝送機能に反映されることになるため、ルーティング伝送機能の接続料金算定には、算定方法が明確で、市場独占事業者の非効率が含まれる可能性が少ないLRICを用いるべきであると考えます。 (MCIワールドコム)</p>	<p>再意見 28 - 1 (意見 28 同旨)</p> <p>算定根拠に関してNTT東西の情報開示が不十分であるため情報公開を行っていただきたいという各社の意見に賛成いたします。</p> <p>弊社はパブリックコメント以前に算定根拠の説明をNTT東日本にお願いしましたが、時間がとれない、パブリックコメントの手続で質問を受付けるなどの理由でご説明いただけませんでした。その後、NTT東日本へ質問表も送付いたしましたが、ご回答いただけませんでした。パブリックコメントで質問するための必要な情報を接続事業者は与えられておらず、質問した内容に対してNTT東西が全ての質問に回答する義務が課せられているわけでもないのが現状です。</p> <p>したがって、パブリックコメントでの質問についてはNTT東西により全て回答していただくとともに、パブリックコメント以外でもNTT東西へ接続料の説明責任を課していただけるよう強く要望いたします。 (イー・アクセス)</p> <p>接続料の算定根拠については、不明確な点が多く、ケイディーディーアイ株式会社殿他多数の事業者殿から、具体的な数値の開示が要望されております。接続料の妥当性を担保するために必要な情報であることから、各事業者からご指摘のあった事項につき、開示を要望します。 (JT)</p> <p>再意見 28 - 2 接続料の算出過程は明確にしている。</p> <p>弊社の接続料金算定根拠については、企業秘密の保持、株主の権利保護及び物品納入メーカー等関係者の利益保護</p>	<p>考え方 28</p> <p>本件接続料の算定根拠は公表されているが、それに加えて、アンケート実施方法・結果等について別紙2のとおりNTT東日本・西日本より提出された。</p> <p>なお、ルーティング伝送機能は全て指定電気通信設備のみから構成されている。</p>



	<p>を考慮しつつ、現在の接続ルールの趣旨を尊重し出来るだけ透明性や信頼性に配慮し作成しているものであり、その算出過程について明確にしているものと考えております。</p> <p>ルーティング伝送機能については、効率性が反映された将来原価方式による年経費の算定を行っており、接続料の十分な低廉化が図られているものと認識しております。また、諸外国でもIPサービスに対する規制はなく、LRICによる算定を行う必要はないと考えております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	
<div data-bbox="145 550 1003 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見 29 フレッツADSLに関して、接続料が利用者料金を上回っている。</p> </div> <p>ルーティング伝送機能に関して NTT西日本における以下に述べるサービスにおける利用者料金と接続料に大差が生じている。このことから、提供料金を少なくとも利用者料金と同額とすることを強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ATMインターフェイス(24Mbps)はフレッツADSLに提供されているものと同様のものであり、本サービス利用は54,855円/1.5M・月(877,683/16)でフレッツADSLの800円/1.5M・月(=4600-3800)と70倍近い差が生じている結果となっている。</li> <li>2 LANインターフェイス(100Mbps)はアーバンイーサで提供されるものとはインターフェイスは相違するものの伝送機能に酷似したサービスである。しかしながら料金は649047円と153000円という4倍以上の差がここにもある。</li> </ol> <p>(大阪めたりっく通信)</p>	<div data-bbox="1115 550 1765 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見 29 サービス全体として接続料の水準は利用者料金の水準を下回っている。</p> </div> <p>ルーティング伝送機能・ATMインターフェイス(24Mbps)の料金が、フレッツADSLと70倍近い差が生じているのご指摘ですが、示されている料金(54,855円)は、ユーザ単位の接続料ではなく、ポート単位(24Mbps)の料金を1.5M換算したものであり、また、フレッツADSLの800円という金額についても販売費用を含むユーザ料金のフレッツADSLとADSL接続サービスの差分を指していると考えられ(下図参照)、地域IP網部分(ルーティング伝送機能相当)の料金を正確に表しているものではないため、これらの数値を比較して、ルーティング伝送機能の接続料とユーザ料金との検証を行うことは意味がないと考えます。</p> <p>(参考)大阪メタリック様の想定されるADSLコストイメージ</p>	<p>考え方 29</p> <p>ルーティング伝送機能に関して、「800円」は1利用者当たりの利用者向け料金(但し実際には「800円+振分装置相当額」)であるのに対して、「54,800円」はポート1.5Mbpsあたりの接続料であり、比較のベースが異なっている。</p>



「フレッツ ADSL(4,600 円)」と「ADSL 接続サービス(3,800 円)」の差額 800 円は、ユーザ料金には営業費を含む上、上図のとおり「事業者振分装置」分が正確に対応していないため、地域 I P 網の料金とは一致しません。  
( N T T 東日本・西日本 )

意見 30 ADSL用バックボーンが光サービス用バックボーン(LANインタフェース)との対比で割高。

地域 I P 網のバックボーン・アクセスの開放は、事業基盤が地域に限られている地域 I S P にとって、スループット向上、低廉な料金での地域バックボーン構築などサービス提供の多様化のカギを握る重要な要素であります。

バックボーン(ルーティング伝送機能)への接続料は、従来の専用線と異なり、距離に関係なくポート単位で設定されているなど利便性の高いものとなっているが、接続料の設定において、ADSLサービスに用いられるATMインタフェース(24Mbps)とFTTH(光)サービスに用いられるLANインタフェース(100Mbps)とでは、利用帯域の狭いATMインタフェースの接続料が極めて高額であるなど、現在提供されている最終ユーザーへの提供価格の価格差を反映した接続料設定とはなっていません。

このような接続料設定は、たとえ意図せずともADSLサービスの普及を阻害する要因ともなるので、例えば、フレッツシリーズで最終ユーザー

再意見 30 - 1 (意見 30 同旨)

地域 I P 網のバックボーン・アクセスの開放は、事業基盤が地域に限られている地域 I S P にとって、スループット向上、低廉な料金での地域バックボーン構築などサービス提供の多様化のカギを握る重要な要素であります。

バックボーン(ルーティング伝送機能)への接続料は、従来の専用線と異なり、距離に関係なくポート単位で設定されているなど利便性の高いものとなっているが、接続料の設定において、ADSLサービスに用いられるATMインタフェース(24Mbps)とFTTH(光)サービスに用いられるLANインタフェース(100Mbps)とでは、利用帯域の狭いATMインタフェースの接続料が極めて高額であるなど、現在提供されている最終ユーザーへの提供価格の価格差を反映された接続料設定とはなってはいないものと考えます。

考え方 30

ダークファイバを使用せずにATM専用線を利用していることが料金が高い要因になっているのであればダークファイバの利用等に切り替えることを検討することが望まれる。

に提供している加入者系の料金格差や利用帯域に応じて接続料に格差を設定するなど、早急にADSL用バックボーンの接続料の引き下げを実施していただくことを切望いたします。  
(テレサ協)

このような接続料設定は、たとえ意図せずともADSLサービスの普及を阻害する要因ともなるので、例えば、フレッツシリーズで最終ユーザーに提供している加入者系の料金格差や利用帯域に応じて接続料に格差を設定するなど、早急にADSL用バックボーンの接続料の引き下げを実施していただくことを切望いたします。  
(テレサ協)

再意見 30 - 2 フレッツADSLで使用する地域IP網がATM専用線を用いているのに対し、ファストイーサのインタフェースの地域IP網は光ファイバ設備を用いており、そのコスト等が料金に反映されている。

地域IP網の接続料は、インタフェースごとの設備構成を反映して算定しております。インタフェースがATM(OC-3)<フレッツ・ADSLで使用>のルータが接続されている地域IP網は、実際に収容ビル~中継ビル間にATM専用線を使用していることから、ATM専用線を利用した設備構成モデルにより、ATM専用接続料金をベースに料金算定しております。

一方、今後新たに構築するインタフェースがファストイーサのルータが接続される地域IP網については、収容ビル~中継ビル間に光ファイバ設備を利用することを想定した設備構成モデルにより料金算定しており、そのコスト差が料金に反映されていることから、特段の問題はないものと考えます。(NTT東日本・西日本)

意見 31 需要等の見直しが実際と大幅に異なったときには見直しが必要。

申請案においては、5年間の将来原価に基づき算定されております。しながら、データ伝送の急速な拡大を考えると、今回の予測と実際の需要・コストが大きく乖離することも想定され、5年間接続料見直しを行わ

再意見 31 需要やコストによっては接続料も随時見直す。

将来原価方式は、算定期間を通算してコストを回収する方式であり、算定期間中は料金を見直さないことが基本と考えますが、算定期間中における需要やコストの見込み

考え方 31

ルーティング伝送機能の接続料は本件申請では5年間の算定期間が設け

ないことは不適當であると考えます。1(1)光信号端末回線と同様、申請された料金は、原価算定期間である5年間据え置くのではなく、定期的に料金の見直しを行うべきと考えます。

( J T )

が、今回の算定の前提と大きく乖離する場合には、料金見直しの検討も必要と考えます。( N T T 東日本・西日本 )

られているところであるが、コストや需要の動向を勘案し、5年後を待たずとも、必要に応じて適時の見直しがなされていく必要がある。

質問 13 地域 I P 網に関して、ルータあたりの最大収容ポート数等について提示して欲しい。

1ポート当たり何加入を収容できるのか、1ルータ当たり何ポート収容しているのか、A T Mメガリンクやダークファイバの平均局間距離は何 k mか、何回線・何芯かといった前提条件がないため、このコストを適正かどうか判断することはできません。したがって、各3つの接続料について、ポート当たりの最大収容加入数、ルータ当たりの最大収容ポート数、A T Mメガリンクやダークファイバの回線数・芯数、平均局間距離を N T T 東西にご提示いただけるよう要望いたします。

( イー・アクセス )

説明 13

1ポートに収容する最大ユーザ数は、他事業者様側で想定する平均的なスループットに応じて決定されるものであることから、他事業者様側にて決めるものと考えます。ただし、1ポートへ同時に収容可能な P P Pセッション数の上限値や V C および V L A N - I D あたりの P P Pセッション数などの設定については、他事業者様との相互接続協議の中で明らかにする考えです。

ポートを同一のルータへ幾つまとめて収容するかは、適用する機器スペックに依存し、経済的な網構築が可能となるよう随時見直されるものから、ルータあたりの最大収容ポート数は画一的に決めにくいものです。(なお、今回の算定では、I S D N は 2 0 ポート収容、その他は 1 ポート収容としております。)

A T Mメガリンクやダークファイバ回線数は、サービスエリアの展開計画を加味し、平成 1 7 年度末までにメガリンク約 3 千回線、ダークファイバ 約 7 千芯規模を見込んで算定しております。

平均局間距離は、サービス展開計画に基づく収容ビルと中継ビル間の平均距離に見合う M A 内外の距離を展開ビル数で加重平均して算定しております。

A T Mメガリンクについては、「 M A 内 」 ~ 「 M A 間 5 0 k m 」 までの距離区分を適用しております。また、ダークファイバ距離についても同様に算定し、約 1 5 ~ 7 0 k m までの距離を組み合わせで算定しております。

( N T T 東日本・西日本 )

質問・説明に関する考え方

質問に対する説明が認可申請者よりなされているところであり、今後新たな事態等により説明内容に変更が生じた場合には、適宜見直しが行われていくことが望まれる。



情報開示等		
意見	再意見	考え方
<p>意見 32 NTT東日本・西日本の情報開示が不十分。</p> <p>今回、接続約款案に関して、平成13年5月16日にNTT東日本に算定根拠の説明をお願いしましたが、残念ながらご説明いただけませんでした。その後、平成13年5月24日にNTT東日本に質問状を提出しましたが、「パブリックコメントが2回行われるとのことなので、そのプロセスの中で質問いただければ回答する」と言われました。</p> <p>NTT東西へ質問する機会としてパブリックコメントしか与えられていないわけではないと考えます。したがって、NTT東西の接続会計及び接続約款に関する質問を接続事業者ができるような情報公開の手段、または、今回の算定根拠について詳しくNTT東西から説明を受ける場を設けていただければ強く要望いたします。</p> <p>NTT東西が平成12年12月よりダークファイバを開放して以来、光ファイバを用いた高速ネットワーク構築が一挙に促進されることになりました。ダークファイバの接続に関しては様々な問題点があったため、弊社はNTT東日本に対してファイバの接続に関して平成13年4月2日に意見申立てを行いました。その問題点も、平成13年4月24日総務省よりNTT東日本に対して行われた指導文書の発出によりかなりの部分が改善されました。さらに、今回の接続約款により、これらがルール化され、NTT東西の光ファイバ設備との接続がNTT社内と社外の取り扱いで公正有効競争が確保されるよう期待いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>(1) ヒアリングの実施 すべての国民がITのメリットを享受できる社会を実現する上で、光信号端末回線は非常に有用です。接続料金の水準はユーザへの提供料金を決定する上で非常に大きな要因になると考えられるため、意見書の募集だけでなく、十分な情報開示がなされた後にヒアリングの実施等で更なる意見聴取や十分な議論を行い、それを踏まえて接続料金の決定をする必要があると考えます。</p> <p>(2) 情報開示に関して 料金案に関する算定根拠におきましてはこれまで述べてきたとお</p>	<p>再意見 32 - 1 (意見 32 同旨)</p> <p>先日提出しました意見書におきまして、意見募集の際に算定根拠等について十分な情報開示がなされない事は問題である旨を述べさせて頂きましたが、現時点でも新たな情報は全く開示されておりません。再意見募集の際には少なくとも意見書で要望された事について可能な限り開示する事を要望します。</p> <p>また、意見書で述べさせて頂きましたヒアリングについても、事前に情報開示を行った上で実施する事を重ねて要望いたします。</p> <p>(KDDI)</p> <p>今回、NTT東西より意見がないため、NTT東西に対する再意見が不可能です。NTT東西へ質問する機会として、NTT東西の接続会計及び接続約款に関する質問を接続事業者ができるような情報公開の手段、または、今回の算定根拠について詳しくNTT東西から説明を受ける場(算定根拠の説明会及びパブリックヒアリングなど)を設けていただければ強く要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>賛成いたします。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>再意見 32 - 2 接続会計等により情報公開は十分に行われている。</p> <p>接続会計については、接続会計規則に則り、職業的に資格のある会計監査人による証明を得て、詳細な接続会計報告書及び接続会計処理手順書を公表しているところであり、情報公開は十分に行われていると考えております。</p>	<p>考え方 32</p> <p>NTT東日本・西日本は、今回の補正申請にあたって説明会を開催したところである。今後とも、他事業者がNTT東日本・西日本の接続料及び接続条件について妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見招請時に十分な意見を述べるができるように、NTT東日本・西日本が説明会を開催する等の措置を講じるよう、総務省において措置することを要望する。</p>

<p>り、不明な点が多くあります。こういった条件の中では十分な精査ができないため、問題点があったとしても意見書での指摘は不可能ですし、ヒアリングを実施したとしても議論が進展しないと考えられます。</p> <p>本来であれば、意見書募集の段階で算定根拠等の必要な情報については事前に開示され、それを基に意見書でのコメントやヒアリングでの議論がなされるべきと考えます。</p> <p>今後も様々な機能に関して料金が申請されると思いますが、意見募集等を行う際には算定根拠等の情報について十分な開示が行われる事を要望します。</p> <p>( K D D I )</p>	<p>同様に、接続料の算定根拠資料については、企業秘密の保持、株主の権利保護及び物品納入メーカー等関係者の利益保護を考慮しつつ、現在の接続ルールの趣旨を尊重し出来るだけ透明性や信頼性に配慮し作成しているものであり、その算出過程について明確にしているものと考えております。</p> <p>また、説明の場を設けることについては、他事業者様へ個別にご説明等を行うのではなく、他事業者様からのご質問等については、意見募集の中で弊社から文書で回答することにより対応させて頂きたいと考えております。</p> <p>( N T T 東日本・西日本 )</p>	
<div data-bbox="141 624 1003 699" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見 33 情報提供について、閲覧できるようにすることを文言上明示すべき。</p> </div> <p>情報の閲覧について 記述方法</p> <p>情報の提供に関する規定の第94条の7についてですが、「閲覧できるよう準備を整えます」とあります。本記述ですと、あくまでも準備のみを行うだけのように捉えられます。よって、「閲覧できるようにします」に修正する必要があると考えます。</p> <p>( K D D I )</p>	<div data-bbox="1115 624 1765 699" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見 33 情報提供には最大限の対応を行う。</p> </div> <p>情報の提供については、他事業者様の御意見等を踏まえ、具体的な項目の開示に向け取り組んでいるところですが、接続約款発効時点では、全ての情報を取得し、該当項目について情報開示することが困難な場合もあることから、「準備を整える」という当該規定としております。弊社としても故意に情報開示を遅らせる考えは毛頭なく、最大限の対応により遅滞なく開示を行っていく所存であることから、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い致します。</p> <p>( N T T 東日本・西日本 )</p>	<p>考え方 33</p> <p>「閲覧出来るよう準備を整えます」との規定は、閲覧出来るようにすることを意味しており、早急に対応される必要がある。</p>
<div data-bbox="141 1174 1003 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>意見 34 主配線盤に関して情報閲覧内容に追加して頂きたい。</p> </div> <p>情報の閲覧について 追加が必要な項目</p> <p>建物内の状況に関する事項について以下の2点を追加して頂きたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用の主配線盤の位置（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送</li> </ul>	<div data-bbox="1115 1174 1765 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>再意見 34 指摘の開示項目については既に規定している。</p> </div> <p>ご指摘の項目に相当する開示項目については、6月11日認可申請を行った接続約款変更案 第10条の2(事前照会)第2項第3号にて規定しております。</p> <p>( N T T 東日本・西日本 )</p>	<p>考え方 34</p> <p>所要の接続約款の変更案について別途審議が行われている。</p>

に係るものとの別を含む。)  
・主配線盤の全端子数及び未利用の端子の数（電気信号の伝送に係るものと光信号の伝送に係るものとの別を含む）  
（KDDI）

意見 35 公開情報の正確性について強く要望。

また、平成 13 年 5 月 31 日にホームページに多摩エリアの局間区間情報が開示されましたが、弊社が平成 13 年 2 月に情報をいただいた時には含まれなかった区間が 4 3 区間もありました（同じ GC 局を対象とする）。これは単なる手続ミスとは考えられない程の量であり、意図的に情報を隠蔽しているとの疑念を抱かずにはおれません。公開情報の正確性を担保するような措置がとられることを強く要望いたします。  
（イー・アクセス）

再意見 35 開示データの正確性と公平性の確保に鋭意努力する。

当初は、すぐに他事業者様にご提供できるデータベースが整備されていなかったため、御要望に早急にお応えする目的で、当該エリアの区間情報から直ちに確認できるものをまず提供させていただきました。その後、他事業者様にご利用いただけるデータベースの構築方法の検討と東日本全エリアにおける局間光ファイバ設備の詳細調査を実施し、その結果をとりまとめて、今回、ホームページで開示しております。

このように、当初に提供させていただいた情報は他事業者様のご要望に即応するため、すぐに確認できるものから用意させていただいたものであり、意図的に開示情報を制限してきたものではありません。現在、東京を含み、東日本全エリア約 4 千数百区間の情報を開示しておりますが、今後もしも指摘のような開示データの正確性と公平性の確保につきましては鋭意努力してまいります。

なお、当初に提供させていただいた区間でもできる限り、エリアを網羅するような情報開示に努めており、又、接続要望事業者様にも確認できる情報から開示する旨をご説明差しあげてきたところです。  
（NTT東日本・西日本）

考え方 35

NTT東日本・西日本の接続に関する情報開示については、迅速さと共に正確さが期されるよう、十分配慮される必要がある。



その他		
意見	再意見	考え方
<p>意見 36 NTT地域会社が「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」で公表する管路・とう道の使用料金が高額であり、他の事業者が競争的な光ファイバの卸役務料金をつけることができない。</p> <p>現在、NTT 地域会社の管路は、同社が公表する「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」にあるとおり、例えば東京 23 区内においては、概ね「4,000～8,000 円/m・条・年」で提供されており、とう道においては更に数倍の使用料金となっております。例として管路使用料の平均値の 6,000 円の場合において、100 芯のファイバケーブルを敷設したものと、1 芯あたりの敷設コストを算出すると、管路使用料だけで 60 円/m・年（実際はこれにケーブル材料費や工事費用等が加わる）、更に実際のファイバ稼働率を考慮し 50%と仮定しますと利用ファイバ 1 芯あたりのコストは 120 円/m・年となり、今般の中継系光ファイバ設備の接続料「51 円/芯・m・年」と比較して、非常に負担の大きいものとなっております。</p> <p>（グローバルアクセス）</p> <p>今回の光ファイバ設備（特に中継系光ファイバ設備）の接続料の算定にあたっては、平成 11 年度の実績コストを用いて算出していると公表されており、算出の際の費用分計方法および同設備を使用して提供する同社サービスの利用者向け料金との比較において議論の余地を残すものの、その算定方法の考え方自体は一定の評価ができるものと考えております。一方、管路等の使用料の算定については、その貸し出し条件が今回の光ファイバ設備と同様、設備に空きがある場合に借用を可能とする、空きがない場合に新たに敷設して提供するという事はしないという概ね同条件であるにも関わらず、設備の再調達価格を元に算出されており、このことが、結果としてその使用料を非常に高額なものとしている最大の要因であると考えております。</p> <p>（グローバルアクセス）</p> <p>現在、審議が進められております電気通信事業法の改正案では、電気通</p>	<p>再意見 36 - 1（意見 36 同旨）</p> <p>意見書の中に NTT の管路を借用して接続事業者がファイバーを敷設する場合との整合性について触れられている意見がありましたが、現在一般賃貸区間と呼ばれている管路について考えてみますと、それが、減価償却済みのものであっても再調達価額での提供となっており、NTT 東西殿の料金と競争可能なコストで光ファイバーを自前で敷設する事が非常に困難です。</p> <p>一方、各家庭に伝送路を敷設するための電柱・管路等について、NTT 東西は、公社時代からの資産を継承している一方で、他の新規参入事業者は新たに敷設するか、もしくは借りるしか手段がありません。しかしながら、土木工事等を行い新たに敷設するにしても NTT 東西から再調達価額で借用するにしてもコスト負担が大きく、公社から資産を受け継いだ事業者と競争できうるコストでの設備構築が非常に困難です。</p> <p>こういった弊害を排するために、公社から受け継いだ設備をはじめとする NTT 東西の管路設備については、第一マンホール以遠の区間につきましても接続に利用する場合は指定設備とし、接続事業者が利用しやすい環境を整える必要があると考えます。</p> <p>（KDDI）</p> <p>新たにアンバンドル設備が規定され低廉な料金にて提供されることは望ましいと考えますが、その料金水準によっては他のアンバンドル設備の利用を阻害する恐れがあります。例えば、中継伝送機能共用型料金の低廉化により、高額な中継伝送機能専用型の利用を事実上無意味にする</p>	<p>考え方 36</p> <p>接続約款に規定されるべき管路等の提供条件については、指定電気通信設備との円滑な接続に資するものに限定されることになるところ、それ以外の管路等については指定電気通信設備へのアクセスのためのものとは言えないことからルールの対象外になる。</p> <p>局舎から十分に離れた管路やとう道については、今後局外任意区間の細分化の議論の中で併せて検討されていく必要がある。</p> <p>なお、接続ルールの対象外の管路等については「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に則った措置が進められているところ。</p>

信事業者が柔軟に他の電気通信事業者等の電気通信設備を調達できるようにすることを目的として、新たに「卸電気通信役務」という形態が認められる予定とされており、光ファイバの芯線貸し等の弾力的な提供を可能にするとの方針が示されております。しかしながら、上記のようなコスト構造の元、NTT 地域会社の管路を借用して自前の光ファイバ伝送路を敷設する事業者にとっては、卸電気通信役務として光ファイバの提供を行おうとする場合、NTT 地域会社のそれと比較し競争力を持った料金を設定することは非常に困難な状況になることが想定されます。

このことは、即ち、卸電気通信役務分野においても、有効な公正競争を

促進し更に電気通信事業者のネットワーク構築を容易にするという観点からみた場合、これを阻害しかねない要因であると言わざるを得ません。  
(グローバルアクセス)

以上により当社と致しましては、今回の光ファイバ設備の接続約款での規定およびその料金が低廉化されること自体は、電気通信事業者のより柔軟なネットワーク構築を可能にするものとして歓迎するところですが、一方で同様に借用が可能となっております管路等の提供料金が高額でありかつその算定方法との不整合があると考えられること、更にこのことが卸電気通信役務における有効な公正競争を阻害するおそれがあるという観点から、この管路等の提供料金について今回の光ファイバ設備の提供と同様の考え方および算定方法を早急に採用されることを強く要望致します。  
(グローバルアクセス)

等の事例があります。多様なアクセス手段を提供するという観点からは、料金面においても実質的に様々なアンバンドル設備の選択が可能となるよう、バランスをチェックすべきと考えます。したがって、上記意見にて指摘された管路使用料についても見直しの検討が行われるべきと考えます。

( J T )

再意見 36 - 2 「義務的区間」以外の管路等にはボトルネック性がない。但し料金は他社に比べて遜色のないものになっている。

管路等の一般区間(義務的区間以外の区間)においては、弊社通信用建物内の指定電気通信設備への接続を目的としたものとは異なり、他の設備保有事業者からの調達や自前掘削が可能である等、弊社設備以外の他の調達手段があること、また、専用線・ダークファイバ等による回線調達が可能であり、当該区間について常に弊社設備のみを利用する必然性はなく、ボトルネック性もないことから、あくまでも民民契約に基く提供が前提であり、平成13年4月1日に施行された「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」に基づき、適正な料金により提供しております。また、設備の有効活用を目的とするハーフダクト方式での提供により、料金の低廉化に努めているところであります。

ご指摘の数値につきましては、仮定により変動するものであり、様々なケースが考えられます。例えば、提示されている例におきまして、ハーフダクト方式をご利用になりますと、1芯あたりの管路使用料は半額の30円/m・年となり、更に200芯のファイバケーブルを敷設した場合は15円/m・年となります。また稼働率についても、各事業者様の需要予測及び敷設計画等により変動するものであり、敷設計画及び敷設方式等によっては十分に低廉な価格での提供も可能と考えており、ご指摘のような乖離は無いものと認識しております。

( N T T 東日本・西日本 )

当社は、管路等の提供において、義務的区間（当社通信用建物～工事可能な最も近いマンホール）については、当社との相互接続に必要不可欠であり、他事業者様が自ら設置困難な区間であることから、義務として帳簿（正味）価額をベースとした料金による提供を行っております。

一方、一般区間（義務的区間以外の区間）については、平成13年4月1日に施行された「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」に基づき、当社も「標準実施要領」を作成・公表し、線路敷設の円滑化及び迅速化に資するための対応を行っているところであります。

一般区間においては、当社通信用建物内の指定電気通信設備への接続を目的としたものとは異なり、他の設備保有事業者からの調達や自前掘削が可能である等、当社設備以外の他の調達手段があること、また、専用線・ダークファイバ等による

回線調達が可能であり、当該区間について常に当社設備のみを利用する必然性はなく、ボトルネック性もないことから、義務的区間と同様の料金の適用が前提となるものではなく、あくまでも民民契約に基く提供が前提であると考えております。

なお、以下に示すように、一般区間における当社の管路等の設備使用料は、他社と比べても遜色のない料金となっていると認識しております。

（参考）ガイドラインに沿った各社の管路等の標準的設備使用料（公表ベース）

単位：円／m・条・年

事業者名		管路	とう道	備考
NTT東日本	東京23区以外	2,500～3,000	6,000～11,000	一定の条件を満たせば ハーフダクト料金(左記 の料金額の1/2)の適用 が可能となります
	東京23区	4,000～8,000	8,000～12,500	
NTT西日本		1,500～4,000	4,000～10,000	
KDDI		2,500～8,000	10,000～16,000	
東京電力		2,500～7,500		

（NTT東日本・西日本）

意見 37 ドライカップの利用において施設設置負担金の二重取りとならないよう要望。

また、電話加入権をすでに取得しているお客さまが、DSLでドライカップを利用する場合は、施設設置負担金相当の接続料（548円/月）を控除するなど、接続料が二重取りとならないよう強く要望いたします。  
(イー・アクセス)

再意見 37 ドライカップには施設設置負担金がなく、二重取りにはならない。

DSLで弊社のドライカップを利用する場合には、ドライカップに施設設置負担金がないことから、加入電話からドライカップへの施設設置負担金の充当は行うことができません。  
したがって、新たに施設設置負担金相当の接続料を支払って頂く必要があります、接続料の二重取りにはなりません。  
(NTT東日本・西日本)

考え方 37

(再意見において所要の説明がなされている。)

意見 38 マンホール・マンホール間を含む全区間の光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべき。

この度の変更案で、規定される光ファイバ提供区間には、必ずNTT地域会社の局舎設備を経由する必要があるとあり、提供を受ける際にはNTT地域会社局舎設備を経由した中継伝送路と端末系伝送路、NTT地域会社局内伝送路の3区間のみに制限されており、他の区間(例えば、マンホール-マンホール間等)または接続個所での開放がなされておらず、他事業者が柔軟にネットワーク構築をすることができなくなっております。このままでは、NTT地域会社局舎への伝送路を自社(他社から貸与も含む)で確保した事業者しか光ファイバの提供受けられず、新規参入事業者等のネットワーク設備を十分に所有していない事業者にとっては、相当な負担を事前に強いられることとなります。アンバンドル区間を制限することは、事業者市場参入の機会を規制することになり、真の地域市場の競争促進を制限することになるため、全区間(特にマンホール-マンホール間を含む)の光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべきと考えます。また、局外任意区間の光ファイバ設備の保守や責任分界の問題については、NTT地域会社が光ファイバ設備の故障検知をする必要があるという視点から離れ、設備借用事業者がその責任にて顧客へのサービス提供を保証し、故障検知することを可能にすれば相当部分が解決できると考えます。現在、NTT地域会社が管路スペースの他事業者への提供の際には、管路設備の借用事業者が管路故障等の検知し、早急な復旧作業ができる体制が存在しております。光ファイバ設備は、借用事業者が回線障害を検知することは管路設備よりも容易であるため、検知後、NTT地域会社へ通知し、責任分界を明確にし、

再意見 38 - 1 (意見 52 同旨)

MCIワールドコムの見解に賛同します。  
マンホール-マンホール間等の、NTT東西局舎以外での接続においても、CTF等におけるコネクタでの接続が、クロージャ等における融着接続かという接続方法に違いはありますが、ファイバーを使用するという事については大差なく、接続点がNTT東西局内である必要はないと考えられます。また、故障時の運用につきましても本意見でも述べられているとおり、管路賃貸のように既に早急な復旧作業を実施する事は可能であると考えます。  
(KDDI)

考え方 38

伝送路設備の更なるアンバンドルについては、当審議会において別途「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の審議において取り扱われている。

再意見 38 - 2 マンホール等での接続には課題が多い。

更なるアンバンドルの扱いについては、接続ルールの見直しの中で検討されるべき問題ではありますが、弊社の考え方は以下のとおりです。

弊社の光ファイバ設備との接続に関して、任意区間を他事業者様に提供することは技術的に可能であれば対応する考えです。しかしながら、マンホール、管路、電柱、RT内等において接続する場合には、スペース等が限られる

早急な復旧作業を実施することは同様に可能と考えます。  
( M C Iワールドコム )

ことや、接続するためにクロージャやコネクタの開発が必要となることが想定され、任意区間、任意の箇所での接続を担保することには技術的な課題が多く現実的には困難であります。また、提供形態によっては、運用面(故障切り分けや支障移転)や管理面(途中区間のみの管理は現状できていない)においても現状のシステムを含めた運用方法を変更する必要があります。従って、今後、他事業者様の具体的な要望を明確にさせていただいた上で、個別具体的に接続条件等について検討していく考えです。

( N T T東日本・西日本 )

更なるアンバンドルの扱いについては、接続ルールの見直しの中で検討されるべき問題ではありますが、弊社の考え方は以下のとおりです。

現行提供している光ファイバ設備のアンバンドルにおいても弊社が故障を検知するのではなく、他事業者様に故障検知していただき弊社へ申告いただくようにしているところです。申告に基づき、提供区間( F T M ~ F T M 間等 )において測定した結果、弊社の光ファイバ設備の故障であることが特定できると、当該区間( F T M ~ F T M 間等 )において故障芯線を予備芯線に切り替えます。その後、故障箇所については調査/修理を行います。

局外任意区間についても基本的に対処方法は同じであると考えますが、

接続形態によっては、弊社だけでなく他事業者様においても、光伝送区間の一部である弊社提供区間が故障であることを特定することが技術的に困難である。

提供区間において切り分け作業や心線切替え作業を実施するためには、マンホール内等においてクロージャの開閉作業が伴うことから、故障修理のための準備(道路使用許可、交通整理員の手配等)や当該作業(クロージャの開閉、切り分け、心線切替え)に多大な時間を要することから、他事業者様のご利用方法によってはサービス回復までの時間が相当に長期化する可能性がある。

等の課題があると考えられるため、具体的な要望をもとに十分な検討が必要であると考えます。

( N T T東日本・西日本 )

意見 39 NTT地域会社の光ファイバ設備はボトルネック性を十分に持っており、LRICを用いるべき。

(前略)

一方、旧郵政省の調査によれば、NTT 地域会社の光ファイバ設備の敷設状況は、平成 11 年度の光ファイバの占有率は、全国的には 85%となっており、既に NTT 地域会社が広範囲な地域をカバーしている光ファイバ設備を所持しております。この現状に鑑れば、光ファイバ設備は地域通信市場でボトルネック性を十分に持っており、光ファイバ設備を利用したサービス提供をする際には、その市場価格を左右できる市場支配力も持っていると考えます。このように、既に NTT 地域会社が市場支配力を持ち、ボトルネック性のある設備の他事業者への提供に用いられる接続料金算定については、算定方法が明確で、市場独占事業者の非効率が含まれる可能性が少ない、欧米で導入されている、LRIC を用いるべきであると考えます。

(MCIワールドコム)

再意見 39 加入者光ファイバは将来原価方式により十分低廉化が図られている。

加入者光ファイバについては、効率化が反映された将来原価方式による料金算定を行っており、接続料の十分な低廉化が図られているものと認識しております。

また、LRICについては、現在、総務省の長期増分費用モデル研究会において検討がなされているものと認識しております。

(NTT東日本・西日本)

考え方 39

光ファイバ設備について長期増分費用方式を導入することについては、電気通信審議会答申「接続ルールの見直しについて(平成12年12月21日)において、「光ファイバ設備が今後設備投資されていくという点に鑑み、光ファイバ設備に対する相当期間の需要動向が十分見込める状況になって、かつ、事業者の新規投資へのインセンティブを失わせないことに留意してその適用の是非等を判断していくことが望ましい。」とされている。

意見 40 工事への立会いについて、NTTコミュニケーションズビル等での扱いを明確にして欲しい。

現在、ダークファイバの接続では、中継回線は危険工程に該当する、端末回線は危険工程に該当しないとなっておりますが、NTTコミュニケーションズビルやNTTドコモビルでの扱いが不明確となっておりますので、危険工程の明確化をお願いいたします。

危険工程に該当しない場合は立会いが不要と理解しております。

また、NTT東西のCTFやPD盤に接続する工事を行うのに、NTTコミュニケーションズやNTTドコモからNTT東西の約款を準用した

最意見 40 NTTコミュニケーションズビルでも立会い等のコロケーションルールは同様に運用する方向で調整している。

光端末回線をユーザビルの屋内側から成端する場合には、PT盤(引込み用端子盤)にてNW側との分界が確保されていることから、基本的にはご指摘のとおり、工事実施において弊社の立会いは不要としておりますが、ユーザビル内等の作業となるため、必ずユーザビルオーナー等の指示を確認し、それに従う必要があると考えます。一方、弊社ビル内において、弊社ビル側から光回線設備

考え方 40

NTTコミュニケーションズのビルにおいても、指定電気通信設備との接続に関しては通常と同様のコロケーションルールが基本的に適用されることが望まれる。

「立会い費」を請求されることはないと理解しております。  
(イー・アクセス)

と接続する場合は、弊社及び他事業者様ご利用の光回線設備を混在して収容(終端)する光主配線盤での作業となるため、セキュリティ確保の観点から、接続約款95条の3第1項2号に規定する危険工程に該当し、中継光回線・加入者光回線とも立会いが必要となります。

また、NTTコミュニケーションズビルにおいて、弊社の指定電気通信設備との接続を行うために必要不可欠な設備の設置を要望される場合については、NTTコミュニケーションズのご理解を得て、弊社の通信用建物において適用しているコロケーションルールと同様の運用を実施しているところであり、他事業者様の工事実施の際の立会い条件についても弊社の通信用建物における条件に準じた運用を行う方向で調整を行っているところです。その場合においては弊社が立会いを行うこととなるため、立会い費についても弊社から請求いたします。

しかしながら、接続約款95条の3第1項に規定する立会い条件以外に、セキュリティを確保する等の観点から、NTTコミュニケーションズから個別の条件を指定された場合にはそのセキュリティレベルに合わせた運用に従う必要があります。

なお、NTTドコモビル等においても、最終的にはビルオーナーの判断により、運用を行うこととなります。  
(NTT東日本・西日本)

今後基本的な検討が望まれる。

意見 41 「Bフレッツ」の本格サービス以前に、GC局での接続について接続料を設定いただきたい。

再意見 41 「Bフレッツ」に関しては、シェアードアクセス方式について接続料等を認可申請している。

考え方 41

**「接続ルールの見直しについて」答申案(平成13年5月18日)にも「指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである」との提言がございますので、NTT東西の「Bフレッツ」の本格サービス以前に、GC局での接続について接続約款で接続料を設定いただけるよう強く要望いたします。**

(イー・アクセス)

弊社は、「接続ルールの見直しについて」答申案(平成13年5月18日)を受け、現在試験提供中の「光・IP通信網サービス(仮称)」の本格提供に先立ち、加入者光ファイバをシェアリングして使用する最大10Mb/sのシェアードアクセス方式を利用する光アクセスラインの収容局接続メニューを電気通信事業者向けに提供することとし、平成13年6月1日にその接続料金等の提供条件

Bフレッツサービスの提供に用いられる収容局設備としては、シェアードアクセスに用いるOLTの他にメディアコンバータがあり、これについても接続の要望も出されて

について認可申請を行っております。

ベーシックタイプ、マンションタイプに用いるメディアコンバータ方式については、既にアンバンドル提供している光ファイバと市販装置であるメディアコンバータおよびS W H U Bを組み合わせて、現在でも他事業者様にて容易にサービス提供が可能であり、サービス提供の同等性が確保されていること、またメディアコンバータおよびS W H U Bは技術革新の激しい分野の機器であり、他事業者様の継続利用が受けられない場合の設備リスクを弊社のみが負うこととなることから、あらかじめ接続約款に収容局接続メニューを設定する考えはありません。

仮に、ダークファイバとメディアコンバータをセットで接続を要望される場合には、メディアコンバータについては、設備リスクを回避する提供条件(最低利用期間の設定等)を設定する考えです。

( N T T 東日本・西日本 )

おり、その接続料等が設定される必要がある。